

II 男女共同参画施策の実施状況

第2次鳥取県男女共同参画計画に係る具体的施策の実施状況

テーマA 男女共同参画の視点に立って社会の制度や慣行などを見直してみよう

1 自治体、企業、団体などで物事を決めるときに男女がともに参画しよう

①議会への女性の参画を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○人材育成講座の開催	・各種講座、セミナー等による意識啓発	女性の政策決定参画セミナー： 10月11・12日開催、受講者 延べ47人
○男女共同参画社会づくり推進事業	・男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	・男女共同参画白書 100部 備付先：図書館、県民室・局 ・男女共同参画マップ 1,600部 配布先：市町村、公民館等 ・施策実施状況及び関連データをHP公開、随時更新
○議会傍聴者託児サービス	・議会傍聴者への託児サービス	【20年度実績】 ・託児 10人 ・託児室の利用促進を図るために、積極的に広報活動を行っている。（テレビ・ラジオ・県政だよりでのCM、議会中継中のテロップ等）

②審議会などへの女性の参画を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画人材バンクの充実と活用促進	・男女共同参画に関する人材を登録し、審議会等委員の選考に活用する	・男女共同参画に関する人材の養成、女性の登用促進などを推進する。 ・登録者数：92人（21.3末現在）よりん彩ホームページで公開。 ・センター主催講座の修了生及び講師への登録勧誘を行い、登録者の増加を図る。
○人材育成講座の開催（再掲）	・女性審議会委員向け講座による意識啓発	女性審議会委員のためのセミナー： 1月17・18日開催 受講者 延べ42人
○男女共同参画社会づくり推進事業（再掲）	・男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	（再掲）
○社会参加応援託児体制整備事業	・県が設置する委員会等に参加する委員等の託児を実施	・事業案内の通知文で周知 ・託児サポーターの紹介

③自治体の管理職への女性の登用を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○県職員における女性幹部登用の促進	・性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用を継続的に推進	<人事・評価室> ・性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用を実施。 管理職総数に占める女性管理職員の割合 6.9% 管理職を含む係長級以上職員数に占める女性職員の割合 13.1%（20.4.1現在） <教育総務課> ・能力や実績に応じて、女性管理職員を積極的に登用するよう、人事異動において個別に配慮している。 ※全体の管理職総数に占める女性管理職の割合（21.4.1現在） 本庁：19.4% 地方機関及び教育機関：28.6%
○男女共同参画社会づくり推進事業（再掲）	・男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	（再掲）

④企業、団体、教育・研究機関、地域団体などにおいて物事を決める場面への女性の参画を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画推進企業認定事業	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定	・男女共同参画の推進に理解と意欲のある企業等を認定し、その取組を広く紹介することにより、県内企業への男女共同参画の普及を図る。194事業所（21.3末現在） 認定要件：次の取組を積極的に実施し、関係法令を遵守していること。①仕事と家庭の両立支援②男女がともに働きやすい職場づくり③男女均等な能力活用 有効期間：3年間 ・優れた取り組みやユニークな取り組みを行っている7企業を「鳥取県うれしい職場ささえる大賞」として表彰。 ・ロゴマークを作成し、制度の普及啓発を実施。
○男女共同参画社会づくり推進事業（再掲）	・男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	（再掲）
○ともに歩む自治会づくり支援事業	・事例集・手引きを活用し、地域へ男女共同参画を広めていくため、市町村職員及び民間の地域リーダーを養成	・ともに歩む自治会づくり地域リーダー養成講座の開催 9月10・11日 受講者数：延べ41人

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・これまで、女性の政策決定参画セミナー受講者から12名の県及び市町村議会議員が誕生するなど、一定の成果を得た。	・受講者の固定化が見られるため、政策決定の場への女性の参画の必要性について理解を広げる取組みを進める。	男女共同参画センター
・年次刊行物は内容を再検討するとともに、配付先を見直した。 ・データファイルの活用により印刷部数を最小限に抑え、随時更新と研修内容に応じた資料の作成が可能となった。	・研修、講演会等で積極的に用い、意識の浸透に努める。 ・データは随時更新するとともに、新たな指標の追加を検討する。	男女共同参画推進課
・利用者からは「安心して子どもを預けられる」など、高い評価を受けている。また、保育サポーターからも、託児環境がよいと評価を受けている。 ・託児は議員の紹介による傍聴者の利用が主で、一般傍聴者での利用はほとんどないのが現状。傍聴における託児サービスの認知が不十分。	・広報予算の枠内で、テレビ、ラジオ、新聞等の媒体を通じて、認知度を向上させ、引き続き利用促進を図っていく。 ・議会傍聴者のみならず、県庁での執行部の会議、イベントなどで託児が必要な場合などにも利用していただくよう引き続き周知する。	議会事務局

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・利用状況：ホームページへのアクセス数をカウントしていないので不明だが、ホームページ公表データより詳しい情報を求める照会が時々ある。 ・人材登録：人材発掘が難しく、登録が進んでいない。	・引き続きセンター主催講座の修了生及び講師への登録勧誘を行い、登録者の増加を図る。 ・併せて、人材バンクの活用について周知を図る。	男女共同参画センター
・講義内容もわかりやすく、演習やグループワークも好評だった。より積極的に審議会に参加したいという目的意識を持った受講者が多かったため、満足度の高い内容の充実した講座となった。	・開催時期や開催日程については受講者の意見を参考にし、見直しを行うことが必要。内容についてもねらいをどこに持っていくのかを検討し、より充実したものにしていく必要がある。	男女共同参画推進課
(再掲)	(再掲)	子育て支援総室
・問い合わせはあるが実績なし。	・事業内容を周知してもらうため、年に2～3回案内通知を出す必要がある。	

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<人事・評価室> ・性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用を実施。	<人事・評価室> ・引き続き、性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用を推進する。	人事・評価室 教育総務課
<教育総務課> ・性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用を実施。	<教育総務課> ・引き続き、性別を問わない能力・実績主義に基づいた女性幹部登用に努める。	
(再掲)	(再掲)	男女共同参画推進課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・全体の約8割を建設業と土木系コンサルタントが占めているが、県立施設の指定管理団体への認定取得働きかけなどをとおして、他の業種でも徐々に認定が広がっている。	・引き続き働きかけによる認定の拡大と、認定された事業所のフォローを行う。 ・20年度に実施した「うれしい職場ささえる大賞」受賞企業による各種研修の場での取組事例などをとおして、県内の企業への働きかけを実施していく。	男女共同参画推進課
(再掲)	(再掲)	
・今後の自治会づくりに活かしたいという目的意識を持った受講者が多く、効果的な講座であった。	・作成した手引きを活用し、普及啓発を行うとともに、市町村や地域での啓発の取組みをサポートする。	男女共同参画センター

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○教育・研究機関における女性の参画状況に関する調査の実施	・県内の私立幼稚園、私立高等学校、専門学校、高等教育機関(大学等)における園長、学校長、学長、役員等への女性の就任状況調査を行い、方針決定過程への女性の参画拡大の問題点・課題を明らかにするとともに、女性の参画拡大のための方策について検討	・女性役員等の就任状況を調査した。(19年度) 私立学校(学校法人):21% 高等教育機関:15%

⑤積極的改善措置(ポジティブアクション)の考え方を広める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画社会づくり推進事業(再掲)	・男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	(再掲)

2 男だから、女だからと決めつけしないで、男女がともに自分らしく生きるため、考え方を改めてみよう
教育と学習の機会を充実しよう

①学校教育での男女共同参画の視点に立った学習を充実する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○学校における男女共生教育の充実	・全教育活動における男女平等の育成 ・個性を生かした進路指導の充実 ・男女共同参画の視点に立った人権教育学習事例集の活用 ・教職員研修の実施	・県内外の教職員等を対象とした「鳥取県道徳教育研究大会」を開催し、講演会、シンポジウム、分科会等を行い、道徳教育の一層の充実を図っている。 ・20年度については、8月4～5日の2日間にわたり、県内外の教職員等を対象とした「第19回鳥取県道徳教育研究大会」を開催し、記念講演・分科会・公開授業・シンポジウム等を行い、これからの道徳教育のあり方についての研修を深めた。(約500人参加) ・市町村人権教育主任研究協議会や学校訪問等の機会を捉えて、事例集の活用が図られるよう働きかけている。 ・県立学校の教職員研修において、本課が作成した「デートDV」に関する学習教材を紹介した。
○男女共同参画意識の育成	・「家庭」「公民」「保健体育」等の学習、特別活動等で男女共同参画に対する意識を育成する	・男女共同参画社会の実現の必要性については、教科「家庭」(6年度から男女とも必修)の科目「家庭総合」「家庭基礎」における家族と家庭生活を取り扱った内容を学ぶ中で、また、教科「公民」の科目「現代社会」における基本的人権、職業生活、労働条件、少子社会等を取り扱った内容を学ぶ中でそれぞれ学習している。 ・また、教科「保健体育」では、結婚生活と健康について取り扱う中で、責任感や相手への思いやり、周りの人(パートナー)への支援の必要性を学習しているほか、特別活動全体の中でも男女相互の理解と協力の大切さを学習している。
○未来の親となるための学習推進	・保育の体験活動を実施し、子育てを実感させたり責任感を自覚させる	・教科「家庭」の科目「家庭総合」や「家庭基礎」の中で子育てに関する学習を行っている。 ・様々な機会を工夫し、多くの学校で保育体験学習を実施している。(20年度:県立高校18校)

②様々な選択肢の中から選ぶことができる教育・学習機会を充実する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○特定の分野に偏らない進路指導	・進学、就職指導を行う際、性別による固定的な職業観や進学観等にとらわれず、個人の能力や資質に沿った指導を行う	・多様化する生徒のニーズに応じた教育が実現できるよう、各学校で特色ある教育活動を展開しており、進学や就職指導においても、生徒個々の進路希望や資質能力に応じて、きめ細かな指導を行った。

③家庭教育・社会教育において男女共同参画の視点に立った学習を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○生涯学習講座等の開催	・とっとり県民カレッジ主催講座「未来をひらく鳥取学」等の開催 ・学校開放講座の実施 ・生涯学習講座等を企画・実施する社会教育主事や公民館主事等に対する研修の実施	・「教育・福祉」などをテーマとした講座を開催するとともに、生涯学習講座等を企画・実施する者に対する研修を実施した。
○生涯学習情報の提供	・インターネット、広報紙等での生涯学習情報の提供	・「県民学習ネット」や広報紙「生涯学習とっとり」などにおいて、関連する生涯学習情報を提供した。
○県立人権ひろば21(ふらっと)の運営	・図書・ビデオ貸出、パネル展、人権学習会開催等	【鳥取県立人権ひろば21管理委託費】 ・県民の人権学習の場として自由に交流し、人権に関する情報を発信・提供する拠点施設として運営している。 人権ライブラリーの運営(図書、啓発ビデオ等の選定・貸し出し) 交流スペースの運営(イベント、人権学習会等の開催) 【20年度実績】 来館者数 4,990人 図書等貸出 1,605件 小イベント 16回

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・女性参画拡大の問題点・課題を明らかにするまでに至っていない。	・調査は19年度限りで、20年度は実施していないが、今後も学校訪問などの機会をとらえて女性の登用を働きかけていく。	青少年・文教課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
(再掲)	(再掲)	男女共同参画推進課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・「鳥取県道徳教育研究大会」の中で、生命の尊さ、相手のことを思いやる心や、男女が互いに異性についての正しい理解を深めていくような態度を育てることの大切さやその指導の具体について協議するなどして研修を深めた。	・県内外の教職員等を対象に同規模・内容の研修会を実施する。	小中学校課 特別支援教育課
・事例集をホームページに掲載し、活用を図っている。 ・教職員の「デートDV」の関する関心を高めることができた。	・今後も引き続き、男女共生教育が充実実施されるよう、機会を捉えて資料や教材の活用を働きかける。	人権教育課
・教科「家庭」「公民」「保健体育」において、男女が協力して社会づくりを進める指導は、教科目標どおりできた。	・引き続き、男女が協力して社会・家庭生活を築くことの重要性を認識させるよう指導に努める。	高等学校課
・保育体験学習については、重要性が認識され多くの学校で実施されている。	・保育体験学習の重要性について、教育課程研究協議会等を通じて理解を図り、実施校の増加に努める。 ・引き続き、親としての意識啓発を図る副読本を高等学校課ホームページに掲載し、学校のみならず各家庭や社会教育においても活用できるようにする。	

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・各学校において、進学、就職いずれにおいても、性別による固定的な観念に捉われない進路指導ができた。	・引き続き、生徒の適性・能力を生かし、個を大切にしたい指導に努める。	高等学校課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・講座や研修会の開催により、意識の高揚が図られた。	・引き続き講座を開催し、学習機会を提供する。 ・これまでの体系を見直し、座学コースと専門コースを開催する。	家庭・地域教育課 各教育局
・情報提供により、県民の学習を支援することが出来た。	・引き続き情報提供を行い、県民の学習を支援する。	
・施設規模、立地条件からは良好な利用状況。また、経年の推移も概ね堅調である。	・引き続き指定管理による運営を行い、サービス向上の工夫、併せて経費節減にも努める。	人権推進課

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○(社)鳥取県人権文化センターへの支援	・人権問題に関する各種研修会、講座の開催	〔鳥取県人権文化センター補助事業〕 ・専門機関として人権問題調査研究、人権啓発推進員養成・実践講座の開催、人権啓発事業等を行っている(社)鳥取県人権文化センターに対し運営費助成を行う。
○県民自ら行う人権学習の支援	・NPO、民間団体が自主的に行う人権学習会の開催を支援	〔県民自ら行う人権学習支援補助金〕 ・県民が自ら企画・実施する人権意識向上のための学習会などの開催経費の一部を補助し、人権啓発活動を促進している。
○人権協働ネットワークの推進	・複数の民間団体と行政が協働して開催する人権問題に関するシンポジウムの開催を委託	〔人権協働ネットワーク「ミニシンポジウム」実施事業〕 ・県民の人権に関する自発的な取り組みを公募・委託実施し、協働による地域の研修機会の提供等啓発を推進している。
○男女共同参画社会づくり推進事業(再掲)	・男女共同参画白書及びマップの作成、配布による意識啓発	(再掲)
○男女共同参画センターによる普及啓発	・各種講座、セミナー等による意識啓発 ・関係資料の情報収集と提供、図書、ビデオ等の貸し出し	・男女共同参画週間事業の実施(6月29日) 内容：シンポジウム、講演 参加者数：約130人 ・男女共同参画リーダー研修等の開催(各種人材育成講座を実施) 開催回数：6回 受講者数(公開講座参加者含む)：延べ437人 【20年度実績】 図書、ビデオ等の貸出 3,832件
○男女共同参画団体への活動支援	・県内の民間団体が行う、男女共同参画を進める活動に対して補助を行う	【20年度実績】 ・採択事業数：1事業(補助金額 20万円)
○よりん彩活動支援事業	・県民が自ら企画し、開催する事業に対して講師謝金・旅費、会場使用料等を支援	【20年度実績】 ・企業関係利用 利用件数：2件 参加者数：297人 ・前年同様の活動支援事業にあわせて、企業セミナーも行う。
○行政職員研修会の開催(対象：県職員)	・県職員の初任研修等、男女共同参画に関する内容を盛り込む	・新規採用職員研修において、男女共同参画の講座を実施した。 ・新任係長研修における人権研修の中で、女性の人権を盛り込んだ。

④男性を対象とした男女共同参画の学習機会を提供し、男性の自立を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○父と子の家事自慢大集合	・父と子のアイデア料理コンテスト ・男性の家事・育児実践リレートーク	・男性の積極的かつ継続的な家事参加を促すため、家事の楽しさを具体的に感じられる参加型のイベントを開催し、男性の育児参加の機運を醸成する。 開催日：8月23日 参加者数：延べ60人

広報・啓発活動を充実する

①男女共同参画社会の実現に向け、県民の理解を得るための広報活動を充実する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○「男女共同参画の目指すべき姿」のPR	・第2次計画に示した「男女共同参画社会の目指すべき姿」をわかりやすい形でPR	・啓発用のリーフレット・ビデオを作成し、PRに努めた。
○市町村条例・計画等の策定促進	・市町村担当課長会議の開催 ・個別の働きかけ	・担当課長会議を5月16日に開催し、施策状況を説明。 ・10月に計画未策定の市町村を個別訪問し、状況把握、働きかけを行った。
○男女共同参画意識調査事業	・県内在住の成年男女対象に調査、報告書の作成・配布	・5年毎に実施→今回は21年度の予定。
○人権尊重理念の啓発	・テレビ等による啓発の実施 ・人権問題講演会等の開催 ・各種啓発資料作成・配布	〔人権啓発広報事業〕 ・テレビスポットの制作・放映、人権情報紙の作成、ラッピングバス等による啓発広報を行い、人権問題に関する理解を促進している。 〔とっとりユニバーサルデザイン推進事業〕 ・啓発展示及び研修を開催し、ユニバーサルデザイン理念の普及啓発を図っている。 〔人権問題研修推進事業〕 ・県・市町村の行政関係者等を対象とした研修会を開催し、人権を尊重した施策の推進を図っている。
○県民自ら行う人権学習の支援(再掲)	・NPO、民間団体が自主的に行う人権学習会の開催を支援	(再掲)
○人権協働ネットワークの推進(再掲)	・複数の民間団体と行政が協働して開催する人権問題に関するシンポジウムの開催を委託	(再掲)
○男女共同参画に係る啓発	・研修会等による女性自身の参画意識の高揚	・日野郡では、県、町、主旨に賛同する団体で、日野郡男女共同参画連絡会を組織している。(事務局：江府町教委)研修会や講演会。広報誌を通して、女性自身の参画意識の向上を図っている。

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・人権分野を幅広く偏りなく調査研究・普及啓発する県内唯一の専門機関として機能している。 ・指導者（ファシリテーター）が養成・登録されているが、今後は、実際の活動の場を一層拡大していく必要がある。 ・県民による実践をうながすための支援策として有効に活用され、浸透も進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の市町村、民間団体等との一層密接な連携のもと、事業内容の充実にも努める。 ・取組主体の多様化に留意しつつ、引き続き実施する。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・社会的に関心を集め、広く県民に啓発すべき課題について、県民の自発的取組みと啓発の促進が図られている。応募者の拡大が課題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施地域、テーマ、受託団体に偏りが生じないように、テーマの提案・県民団体への事業PRなど積極的な働きかけを引き続き行う。 	男女共同参画推進課
<ul style="list-style-type: none"> （再掲） ・各種講座・セミナー：県・市町村の役割分担を考慮し、人材育成に重点を置いて実施しているが、受講者の満足度は高い。 ・情報提供：資料貸出件数は17年度から4年連続で増加、20年度が過去最高の貸出数。 	<ul style="list-style-type: none"> （再掲） ・当面、人材育成重点の考え方を継続する。また、講座・セミナー等主催事業の事業評価を試行的に実施する。 ・引き続き、資料収集に努めると共に、講座等での出張図書貸出を実施するなど利用増を図る。 	男女共同参画センター
<ul style="list-style-type: none"> ・制度に対する需要は高いが、20年度は制度周知が遅れたため、補助対象に該当する事業提案が少なかった。 ・企業関係の利用が少なく、PRに力を入れる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度周知を図り継続する。 ・講座・セミナー等主催事業の事業評価を実施。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用時と係長昇進時に合わせて行っており、モチベーションが高い時期に実施できている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施する。 	自治研修所

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・カレーづくりコンテスト、リレートークとも、参加者には好評であったが、参加者が少なく、広報に課題を残した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・男性の家事参加を促す啓発活動を継続する。 	男女共同参画センター

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・リーフレットを公民館等に配布し、広報に努めている。 ・条例制定（三朝町、湯梨浜町） 8市町村⇒10市町村 ・計画策定（日吉津村） 16市町村⇒17市町村 	<ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット、ビデオ等啓発資料を用い、講演会、研修会等でPRしていく。 ・該当市町村に対して、状況確認及び働きかけを継続する。 	男女共同参画推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・県民に親しみやすい媒体、わかりやすい内容に努めており、特に人権情報紙については工夫を重ね充実を評価する多くの声が寄せられている。 ・県民各層へのユニバーサルデザイン理念の啓発活動の取組みは緒についたところ。多くの県民に関心を持ってもらうよう啓発展示の回数、場所・機会の選定などの工夫を行い、その充実に努めた。 ・県職員の人権研修として、推進員研修（推進員必修）、職場研修・単位制研修（全職員必修）が定着。特に所属研修の実施と単位制研修の受講の促進が課題であり、各所属に対し強気に働きかけている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発効果の向上を常に意識し、多様な人権問題をわかりやすく伝えていくよう引き続き努める。 ・引き続き他部局や民間集客施設と連携・協力して、様々な分野のイベントに出展するなど手法を工夫する。 ・各行政分野で人権尊重の理念を具現化することを目標に引き続き実施する。 ・ユニバーサルデザインの普及啓発を推進するため、21年度には出前授業と出前講座を新規に実施する。 	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> （再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> （再掲） 	
<ul style="list-style-type: none"> （再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> （再掲） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・グループ討議による研修、フォーラムが開催され、女性のみならず男性の意識向上も図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き会員として参加し、活動支援を行っていく。 	日野総合事務所

②メディアにおける男女の人権尊重を働きかける

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画社会づくり推進事業（再掲）	・「鳥取県行政広報物ガイドライン」による広報物作成時のチェック	・関係者への周知。

③情報を自分の判断で適切に見分けられる能力を育てる

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○青少年健全育成条例施行	・青少年を取り巻く環境浄化など青少年健全育成条例を効果的に運用 ・健全育成協力員による図書類の販売実態等の調査、報告 ・有害図書指定審査会の開催	・インターネット上の有害情報への対応を強化するなどの改正を行った青少年健全育成条例を20.4.1から施行した。 ・健全育成協力員が適宜調査を行っている。 ・有害図書指定審査会を適宜開催し、有害図書類を指定。 ・有害図書類の団体指定制度を導入し、21年3月31日に4団体を指定。
○メディアとの接し方に関する啓発	・協議会主催による「フォーラム」の開催 ・NPOに委託し、ケータイ・インターネット教育推進員養成、子どもたちの正しいメディア利用を推進するような保護者等への啓発活動の実施	・保護者や関連企業・団体などと連携し、情報判断能力を育てるための啓発活動等を行っている。
○情報を主体的に収集、判断できる能力を育成する情報教育の推進	・学校における情報教育の充実 ・教職員に対する研修	・小・中・高校及び特別支援学校では、総合的学習の時間、道徳、教科「情報」等で、情報リテラシーの教育を行っている。また、医師や通信会社等の外部の専門家を招き、男女の人権尊重やインターネットを利用する際のモラルやマナーの講演会を開催し、学習機会の拡大や情報提供に努めている。さらに、PTA研修会においても、インターネットや携帯電話等を利用に関する研修を開催した。 ・情報発信や個人情報保護など、時代の流れに対応した研修を行っている。とりわけ、情報モラルに関しては情報教育の基本として初任者研修等で取り上げ、教員の指導力の向上を図っている。 ・県内の全教職員を対象に、e-ラーニング型ICT活用指導力向上研修及び、情報モラル研修の講座を特設した。 →ICT活用指導力向上研修〔6月～9月実施 対象：ICT活用指導力を備えていない全ての県内中学校・高等学校・特別支援学校（中・高等部）の教職員及び希望者〕

3 様々な分野で男女共同参画を進めよう

①防災・復興分野で男女共同参画を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○女性消防団員・女性防火組織等の育成と支援 ○地域ごとの組織づくりや活動推進への支援	・女性防火組織の育成強化と連携組織づくりへの支援に取り組み、意見交換会や研修等で消防防災への関心と意識、知識・技術等を高め、消防防災分野への女性参入を進める ・女性の消防団活動への参加拡大 ・鳥取県女性防火・防災連絡協議会による事業の促進	・鳥取県女性防火防災連絡協議会の総会及び幹事会を開催し、女性防火・防災組織の相互の連携を図った。 ・鳥取県女性防火防災連絡協議会で活動事例研究会を開催し、活動推進を支援した。 ・市町村が、女性消防団（分団）員を採用する場合に、その導入経費を市町村交付金により支援した。

②地域おこし、まちづくり、観光、環境、科学技術分野などで男女共同参画を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画団体への活動支援（再掲）	・県内の民間団体が行う、男女共同参画を進める活動に対して補助を行う	（再掲）
○環境教育推進事業	・環境教育・学習アドバイザー制度 ・学校等で使用する環境教育の教材作成等	・こどもエコクラブ、学校、一般の県民等が実施する環境学習に、とっとり環境教育・学習アドバイザーを紹介し、環境学習会のサポートを行い、県民の主体的な環境学習の促進を図っている。 アドバイザー登録数：42人（21.3末現在） 女性 8人 男性 34人

4 自治会など地域社会での男女共同参画を進めよう

①家庭や地域社会で男女共同参画の視点で考え方を考えてみる

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○ともに歩む自治会づくり支援事業（再掲）	・事例集・手引きを活用し、地域へ男女共同参画を広めていくため、市町村職員及び民間の地域リーダーを養成	（再掲）
○父と子の家事自慢大集合（再掲）	・父と子のアイデア料理コンテスト ・男性の家事・育児実践リレートーク	（再掲）
○男女共同参画センターによる普及啓発（再掲）	・各種講座、セミナー等による意識啓発 ・関係資料の情報収集と提供、図書、ビデオ等の貸し出し	（再掲）

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
	・広報担当者会議等での資料配付など啓発を行う。	男女共同参画推進課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・有害図書類自動販売機の設置台数0台を維持するなど青少年を取り巻く環境の浄化が図られている。	・現在の取組を引き続き実施する。またインターネット上の有害情報への対応を強化するため、フィルタリングソフトの導入率が向上するよう、教育委員会など関係機関が連携して実態調査、普及啓発等の取組を行う。	青少年・文教課
・ケータイ・インターネット教育推進員の出前講座や、よりよい接し方に関するフォーラムを開催し、保護者や関係者への理解を深めた。	・県民に広く浸透するよう引き続き啓発活動を行う。	家庭・地域教育課
・情報の収集、判断する能力及び必要性の認識は高まってきたが、モラルやマナーについては不十分な点もある。 ・情報モラルに関する教育は研修会等を通して、一定の効果はあるが今後も継続した取組が必要である。	・4月に開催する学校教育に関わる関係課の情報教育担当者会を踏まえ、事務局内での役割分担を明確にしながら、引き続き研修、講演会等を積極的に行い、意識の向上に努める。	特別支援教育課 小中学校課 高等学校課
・e-ラーニング型研修の実施により、教職員の情報モラルに対する意識の向上とともに、指導力の向上につながった。 ・ICT活用指導力向上研修により、全教職員がICTを活用して授業できる力がついた。	・教職員のICT指導力向上及び情報モラルに関する指導力向上をねらいとした研修の充実を図る。 ・新学習指導要領の趣旨を踏まえ、次年度、情報モラルに関する指導力向上をねらいとした研修を実施。[専門研修、基本研修各種、情報モラル推進担当者研修(新設全校種実施)]	教育センター

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・鳥取県女性防火防災連絡協議会の総会及び幹事会は県内の女性防火・防災組織のよい情報交換の場となっている。 ・活動事例研究会の実施は、参加者が各地域で新たな取組を行うきっかけとなった。 ・女性消防団員の増加 (19 4 1 : 70人⇒21 3.31 : 113人)	・女性防火・防災組織の育成及び活動支援 ・女性消防団員の充実支援(防災危機管理対策交付金の活用など)	消防チーム

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
(再掲)	(再掲)	男女共同参画センター
・こどもエコクラブ、公民館、婦人会などで、空き缶風車の工作、自然観察の解説などの各種環境保全活動に対し、効果的に活用されている。 ・実際に環境活動を実施されている方々から登録希望があるなど登録者は順調に伸びている。	・引き続き、市町村や環境団体とも連携を図りながら、アドバイザーの人材発掘に努める。 ・公民館、PTA等へ制度PRや県HP内容の充実などを引き続き実施し、活用促進を図り、男女問わず取り組む環境活動を支援していく。	環境立県推進課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
(再掲)	(再掲)	男女共同参画センター
(再掲)	(再掲)	
(再掲)	(再掲)	

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画センター相談事業	・電話、面接による一般相談、弁護士等による専門相談	【20年度実績】 相談件数 2,673件
○家庭や地域社会における学習機会や情報の提供	・保護者が参加する機会をとらえた子育て講座等の開催 ・子育てサポーターリーダー養成講座の実施 ・家庭教育啓発、学習資料等の作成配布	・市町村等が行う子育て講座の開催や、家庭教育に関する広告による啓発を通じ、家庭や地域社会における男女共同参画について啓発を行った。
○人権尊重理念の啓発(再掲)	・テレビ等による啓発の実施 ・人権問題講演会等の開催 ・各種啓発資料作成・配布	(再掲)
○県民自ら行う人権学習の支援(再掲)	・NPO、民間団体が自主的に行う人権学習会の開催を支援	(再掲)
○人権協働ネットワークの推進(再掲)	・複数の民間団体と行政が協働して開催する人権問題に関するシンポジウムの開催を委託	(再掲)

②青少年の育成や地域活動、ボランティア活動の分野での男女共同参画を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○非営利公益活動促進	・NPOの活動支援：アドバイザー派遣、NPO運営研修会、NPO制度説明会 ・職員の啓発：県・市町村職員NPO研修会 ・県民向け情報誌発行	・NPO相談員の配置 ・アドバイザー派遣 ・NPO設立説明会 ・広報補助金 ・県民向け情報誌「NPOLIFE」の発行 ・助成金情報及びイベント情報のホームページへの掲載及びメール配信 ・協働に関する行政職員研修 など 非営利公益活動促進に資する事業を実施している。
○青少年育成国際協力推進事業	・青年海外協力隊の普及広報活動等への支援	【青少年国際協力支援事業】 県補助金を財源に、国際交流財団から青年海外協力隊鳥取県OV会に対して、青年海外協力隊の普及広報活動や帰国報告会の開催に係る経費について助成。 ・青年海外協力隊員を「とっとり国際協力大使」として委嘱し、県を紹介するための各種資料を送付するとともに、活動内容を県のホームページでPRしている。
○社会教育関係団体指導者の育成支援	・婦人会、青年団等の活動支援 ・PTA指導資料作成、新任役員に対する研修の実施	・婦人会、青年団、PTAなど社会教育団体への支援を通じ、引き続き当該分野での男女共同参画を促進した。
○家庭や地域社会における学習機会や情報の提供(再掲)	・保護者が参加する機会をとらえた子育て講座等の開催 ・子育てサポーターリーダー養成講座の実施 ・家庭教育啓発、学習資料等の作成配布	(再掲)
○父親の家庭教育参加促進	・父親の家庭教育参加を考える集いの開催 ・おやじサミットの開催 ・「おやじの会」の取組支援	・「おやじの会」などの活動支援を通じて父親の地域活動や家庭教育参加を促し、地域社会や家庭における男女共同参画を促進した。
○ボランティア活動、地域活動への参加	・授業で学んだ技術を活用するなどしてボランティアや地域活動に参加する生徒を支援する。社会において地域や家庭の一員として貢献できる人材育成	・県立学校数量予算学校独自事業において、各学校の生徒の実情に応じて、ボランティア活動や地域への貢献活動を行うとする生徒の自主企画支援をしている。また、教科「家庭」や「公民」をはじめ、ホームルーム活動、学校行事、「総合的な学習の時間」などを活用した環境教育、エネルギー教育、福祉教育やボランティア活動体験や、進路指導など学校教育活動全般を通じて、地域や家庭の一員として貢献できる人材育成を行った。

5 国際社会の一員として行動しよう

①国際社会の一員として男女共同参画の取組みへの理解を深める

②男女共同参画推進に関する環日本海諸国などとの交流を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○環日本海女性指導者交流事業	・環日本海女性指導者交流会への開催、参加	・第4回環日本海女性指導者交流会へ参加した。 日程：20.8.19～21 場所：中国吉林省长春市 参加者：10名
○日韓女性交流事業	・韓国江原道の女性との相互理解	・民間団体による実行委員会との協働により、江原道から女性団体代表者等20名の訪問団を迎え、身近な問題について意見交換を行った。 日程：20.6.10～12

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・20年度は対前年度111%増。人間関係の悩み、家族・親族関係に関する相談、ことに関する相談、仕事上の問題に関する相談が、増加傾向にある。	・引き続き、相談室の周知に努める。(特に専門相談の件数が少ないため、周知に努める。) ・18年度から相談事例からの施策化提言を検討しており、逐次提言していく。	男女共同参画センター
・市町村等が行う講座の開催等を通じて家庭や地域における県民意識を高めた。	・講座の開催等を通じ、引き続き啓発を図る。	家庭・地域教育課
・20年度から、町内会等が主催する人権研修への県職員の参加を促す仕組みを設け(単位制研修に認定)、一定の成果が認められる。	・県職員が地域社会の一員としても、人権尊重理念の啓発の役割を担うことを期待する。	人権推進課
(再掲)	(再掲)	
(再掲)	(再掲)	

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・様々な支援を行うことにより、非営利公益活動の促進につながっている。	・引き続き、効果的な活動促進策を検討する。	協働連携推進課
・青年海外協力隊の広報活動や帰国報告会の開催に係る助成は、国際協力に関する県民の意識啓発に寄与しているものと思われる。	・引き続き、青年海外協力隊の広報活動等を支援するとともに、「とっとり国際協力大使」として委嘱し、活動内容を県のホームページでPRすることにより更なる普及啓発を図る。	交流推進課
・社会教育関係団体の活動支援を通じ、団体活動における男女共同参画意識の高揚を図った。	・団体への活動支援を通じ、引き続き啓発を図る。	家庭・地域教育課 各教育局
(再掲)	(再掲)	家庭・地域教育課
・おやじの会への活動支援を通じて父親に対する意識啓発を図った。	・団体への活動支援を通じ、引き続き啓発を図る。	
・各学校において、教科、「総合的な学習の時間」等における授業や予定された事業等、学校教育全体を通じて取り組んでいるほか、学校によっては部・同好会による活動も行った。 ・学校を越えた有志高校生のボランティア隊による活動も拡がりつつある。	・引き続き、各学校が実情に応じて計画・実施するとともに、有志による活動の拡大に努める。	高等学校課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
・女性の社会参画に係る各国参加地域の現状と課題についての報告と質疑応答が行われた。	・継続実施、参加の予定。	男女共同参画推進課
・2国間交流の再開となり、今後の継続が確認された。	・民間団体を主体とした相互訪問の継続。	

③外国人居住者が暮らしやすい環境を整備する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○在在外国人支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生支援事業の実施 ・私費留学生奨学金支給 ・「国際交流の集い」開催 ・留学生オリエンテーションの開催 ・生活相談窓口の運営 	【国際交流財団助成事業】（県の助成を受け同財団で次の事業を実施） <ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生支援事業として、県・市町村・各種相談機関の連絡調整会議、医療通訳ボランティアの養成と派遣等を実施 ・私費留学生奨学金支給 対象者9名 ・県内2箇所（中部2回、西部4回）で在住外国人と一般県民の交流会を実施 ・県内3箇所（東部・中部・西部）で在住外国人向け日本語クラスを開催 ・県内3箇所（東部・中部・西部）日本語ボランティアのスキルアップのための研修会を実施 ・県内3箇所（東部・中部・西部）で英語、中国語による生活相談窓口を運営

テーマB 職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

1 男女がともに能力を発揮できる職場環境をつくろう

①女性の能力開発を進めるための支援を行う

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○職業訓練事業	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練ニーズと求人ニーズを考慮して様々な職業訓練を実施（2ヶ月～2年間） 	【20年度実績】 <ul style="list-style-type: none"> 長期訓練（1・2年）：123名 短期訓練（2～6ヶ月）：676名
○男女共同参画推進企業認定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定 	（再掲）
○男女共同参画社会づくり推進事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ、ガイドブックによる各種法律、制度の普及啓発 	（再掲）

②雇用の場において男女に平等な機会（チャンス）があり、かつ母性が尊重される企業を育成する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画推進企業認定事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定 	（再掲）
○企業自立化支援資金	<ul style="list-style-type: none"> ・社内託児施設など福利厚生施設の充実を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業自立化支援資金では、福利厚生施設充実等に要する資金を対象に含めて支援中。（融資対象設備には特別な要件を定めていない） ・積極的PRによる利用促進に努めた。

③雇用の場における積極的改善措置（ポジティブアクション）を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画推進企業認定事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定 	（再掲）

④経営者も発想を変え、職場における男女共同参画を実現する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○企業経営者等に対する啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・企業経営者等を対象とした人権セミナー開催 	【人権問題研修推進事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・企業関係者等を対象とした研修会を開催し、人権を尊重した取り組みの推進及び人権意識の高揚を図っている。
○男女共同参画推進企業認定事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定 	（再掲）
○よりん彩活動支援事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・県民が自ら企画し、開催する事業に対して講師謝金・旅費、会場使用料等を支援 	（再掲）
○勤労者福祉事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県内事業所の労使双方に労働情報を提供するメールマガジン「労働とっとり」を配信（毎月） 	・月2回（5日、20日）発行

⑤職場（学校、官公庁を含む）におけるセクシャル・ハラスメント対策を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○人権相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・電話、面接による一般相談、弁護士による専門相談を行う 	【鳥取県人権文化センター補助事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・（社）鳥取県人権文化センターが行う人権相談事業を助成し、幅広い人権分野の相談に対応している。 人権相談窓口の設置 相談員（非常勤）1名 弁護士相談（月1回、無料）
	<ul style="list-style-type: none"> ・相談機能の強化 	【人権に関する相談等事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・19年11月の人権救済条例の見直し検討委員会意見に沿って人権相談窓口を20年4月に東・中・西部の3か所に設置。 ・20年度、193件の相談を受け、助言、専門機関の紹介や既存施策等による解決の促進を図っている。

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 交流会の実施等各種国際交流事業により、異なる文化の相互理解が深まっているものと思われる。 生活相談窓口や在住外国人向け日本語クラス、医療通訳ボランティアの養成等により、外国人居住者が暮らしやすい環境整備に寄与しているものと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、各種国際交流事業や在住外国人支援を行うことにより、外国人居住者が暮らしやすい環境整備に努める。 在住外国人が生活する上で必要な医療通訳ボランティア等の養成や各種相談機関の連携を推進することにより、多文化共生の実現を図る。 	交流推進課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 長期訓練の就職率は76.9%短期訓練76.2%。(20年度訓練の21.4月末現在の実績) 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き求人ニーズと訓練ニーズの把握に努め、訓練を実施していく。 →H21雇用人材総室 	経済・雇用政策総室
(再掲)	(再掲)	男女共同参画推進課
(再掲)	(再掲)	

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
(再掲)	(再掲)	男女共同参画推進課
<ul style="list-style-type: none"> 利子補給及び信用保証料補助により、事業者の資金調達コスト低減、福利厚生設備への投資意欲増強に一定の効果あり。 企業自立化支援資金の融資実績(20.4~21.3) 186件 2,625百万円 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き積極的なPRにより、利用促進に努める。 →H21経済通商総室 	経済・雇用政策総室

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
(再掲)	(再掲)	男女共同参画推進課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 毎年の人権セミナーに多くの企業関係者等が参加し、実践的な内容を重視していることなどから、概ね好評の反響。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係者のニーズや新しい人権課題に留意してテーマ設定を行い、引き続き実施する。 	人権推進課
(再掲)	(再掲)	男女共同参画推進課
(再掲)	(再掲)	男女共同参画センター
<ul style="list-style-type: none"> 登録者数(21.3末時点 約247人) 毎月2回の発行で最新の情報が提供できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 登録者数の増加 提供情報の充実 →H21雇用人材総室 	経済・雇用政策総室

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 20年度相談件数 相談員 211件 弁護士 31件 幅広い人権分野全てを対象とする総合的な相談窓口として存在。 関係機関と連携することによって問題解決を促進するとともに、県内の実情把握にも努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き支援を行う。 他に相談窓口のない差別等の相談にも対応して引き続き人権救済を推進する。 	人権推進課

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○学校での生徒の相談窓口	・スクールカウンセラーを学校に派遣し、いじめ、不登校などの問題を抱える生徒に対して、相談を行う。また、教職員への助言をととして指導力の向上を図る	・臨床心理士資格を有する常勤の教育相談員を各教育局に1名ずつ配置し、非常勤のスクールカウンセラーと合わせて全高校へスクールカウンセラーを配置することにより、生徒への相談対応の充実を図った。
○男女共同参画推進企業認定事業（再掲） ○男女共同参画社会づくり推進事業（再掲）	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定 ・セクハラ防止啓発リーフレット配布 ・セクハラ防止のための普及啓発を行う	・認定企業及び申請しようとしている企業に対して啓発パンフレットを配布するとともに、企業等へのヒアリング時にセクハラ防止対策について働きかけを実施。
○職場環境づくりの推進（対象：県職員）	・セクシャル・ハラスメント防止委員会の設置 ・専門相談員の配置による相談体制の整備 ・相談員を対象とした研修会の実施及び外部開催研修会への派遣 ・庁内LAN上での相談受付データベース及び相談受付専用電話の設置	・管理監督者を対象としたセクハラ防止研修会を実施 1回目20.6.13（西部） 2回目20.10.31（東部） ・セクシャル・ハラスメント防止委員12名を任命 ・専門相談員（外部1名、内部12名）の配置 ・各所属への出前講座の実施（20年度実施回数30回）

2 仕事と家庭の両方大切にしよう

①仕事と家庭の両方が成り立つよう、職場ぐるみで応援する取組を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○企業との連携による子育て環境の整備	・家庭教育の充実に向けた職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業と協定を締結する「鳥取県家庭教育推進協力企業制度」の取組を推進 ・講師派遣等による企業等における研修支援	・企業との連携により、保護者が子育てに参加しやすい環境づくりを進めることにより、男女共同参画の視点に立った子育てを支援した。 家庭教育推進協力企業との協定締結 180社 (21 3末時点)
○男女共同参画推進企業認定事業（再掲）	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定	(再掲)
○ワーク・ライフ・バランスシンポジウム	・仕事と生活の調和に関するシンポジウムの開催	女性も男性も個々が持てる力を十分に発揮できる環境づくり事業の一環として、「仕事と生活」のバランス確保を実現できる職場環境を進めるためのシンポジウムを開催した。 日時：20.11.20 参加者：300名程度 内容：基調講演、パネルディスカッション、分科会など (内容詳細については、実行委員会で決定)
○ワーク・ライフ・バランスに関する意見交換会	・鳥取県の実状に応じたワーク・ライフ・バランスの取組を推進していくため、企業経営者、労働者等との意見交換会を実施	・企業経営者との意見交換会 20.9～11月に7会場で実施 ・労働者等との意見交換会 20.10～11月に3会場で実施
○育児・介護休業者生活資金貸付事業	・育児・介護休業者に対し生活資金の貸し付けを行う	・育児・介護休業者に生活資金を融資し、子どもを産み育てやすい環境及び家族の介護を行いやすい環境を整備するとともに、企業の人材定着と確保を促進する。 融資対象者：育児・介護休業利用者本人／県内に事業所を有し、育児・介護休業利用者に生活資金を貸与する制度を設けている事業主 融資条件：【限度額】100万円【貸付利率】1.0%【償還期間】育児・介護休業終了の翌月から5年以内（休業中は元金据置） 【20年度実績】 新規8件
○育児・介護休業の取得促進	・社会保険労務士に委嘱し制度の普及啓発を図る	・労務管理アドバイザー（社会保険労務士）の事業所訪問により、育児介護休業制度の普及、就業規則の整備など労働環境の改善を図る。 アドバイザーを東・中・西部3箇所（各1名）に配置。 労働関係法など各種制度及び助成金の普及や適切な労務管理に対する助言を行う。 【20年度実績】 休業取得 0件
○お父さんも子育てを！推奨事業	・男性労働者に育児のための休業等を与えた事業主に奨励金を支給	・男性労働者に育児のための休業（法律に基づく「育児休業」または企業が独自に設ける「育児のための休業（特別休暇等）」を取得させた場合に、その事業主に対し奨励金を支給。 対象事業所：主たる事業所が県内にある中小企業 支給要件：雇用する男性労働者が配偶者の出産後1年以内に引き続き1週間以上の育児のための休業を取得していること等 奨励金額：引き続き休業が、1週間以上2週間未満 5万円／2週間以上4週間未満 7.5万円／4週間以上 10万円 【20年度実績】 支給 0件
○産休等代替職員費	・産休等の休暇中の職員に賃金を支払う児童福祉施設等に対し、産休等代替職員に支払う賃金について、補助する	・産休等の代替職員に支払う賃金について雇用期間に応じて補助を実施。 16～30日：90千円、31～45日：180千円、46～60日：270千円 61～75日：360千円、76～90日：450千円、91日以上：540千円 【20年度実績】補助金確定額 25 290千円 ・産休代替職員数 実人数：81人 延日数：5,701 375日 ・病休代替職員実人数：14人 延日数：574.375日

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・生徒・保護者への継続的なカウンセリングにより、精神的な安定や状況の改善につなげている。 ・教職員へのコンサルテーションにより、教職員の良き相談相手であり心の支えとなっている。 ・学校の課題に基づく職員研修を、必要に応じて計画的に実施できるようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・どの学校にも悩みや問題を抱えた生徒がいることから、引き続き、スクールカウンセラーの全高校配置を図る。 	高等学校課
<ul style="list-style-type: none"> ・認定企業や認定を検討している企業でのセクハラ防止に対する社内体制の整備が行われた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き鳥取労働局との連携を図りながら企業等へ啓発を行っていく。 	男女共同参画推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・セクハラに対する意識の効用が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施。 	福利厚生室

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・協力企業の増加により、子育てしやすい職場環境づくりに寄与することが出来た。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き協力企業の拡大に努める。 	家庭・地域教育課
(再掲)	(再掲)	男女共同参画推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスについて考え、職場・家庭・地域でどう取り組めばよいか考える機会となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・21年度も引き続きシンポジウムを開催し、ワーク・ライフ・バランスの周知、啓発を行う。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会の結果、見えてきた課題を整理し、21年度施策に反映することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続きテーマを設定し意見交換を実施。課題を整理し、施策につなげていく。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業中は無給である事業所が多い実態から生活資金の低利融資制度の需要は依然大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続きチラシによる関係機関への配布や広報、イベント等を活用して制度の周知・啓発を行う。 →H21雇用人材総室 	経済・雇用政策総室
<ul style="list-style-type: none"> ・労務管理改善指導と一体的に啓発を図ることにより充実した指導・助言等を行うことが可能となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスの推進の視点で事業主への啓発を図る。 →H21雇用人材総室 	
<ul style="list-style-type: none"> ・県民、事業所等に対しチラシを作成して県政だより、新聞、商工団体会報等の広報や労務管理アドバイザーの事業所訪問で周知に努めたが、制度創設（19年度）以来支給実績なし。 ・男性が育児休業を取得することに対する労働者・事業主・周囲の理解、環境整備が不足しており意識改革から取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスの取組の中で男性の育児休業取得を啓発していく。 →H21雇用人材総室 	
<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等での産休取得の促進につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施する。 	子育て支援総室

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○「子ども・子育て応援プログラム」の実行 (対象:県職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援制度の周知 ・男性の育児休業・育児のための休暇の取得促進 ・計画的な休暇の取得促進 ・職場の管理監督者への意識啓発 ・子育て応援メッセージによる情報発信(制度・休暇の活用事例・研修会等の情報) ・育児休業任期付職員の採用 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月「子育て応援メッセージ」を発行し、制度周知や意識啓発を行っている。 ・育児休業任期付職員について、3年間の登録制度を導入し、育児休業職員の代替要員の確保に努めている。 ・育児休業取得中の職員が庁内LANに外部接続できるようにした。
	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業中職員の職場復帰支援研修会を開催し、県政の動向や新しい業務形態、先輩職員の体験談、情報交換等を行う ・乳幼児を持つ男性職員を対象に、料理教室等講習会を開催 ・職場参観デーの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業中職員の職場復帰支援研修会 21年2月 県内3箇所で開催 ・子育て講習会の開催 20.8.8(金)実施 参加人数:9名 内容:絵本の読み聞かせ、食育指導、料理教室、情報交換等 ・職場参観デー 20.8.19(火)実施 参加人数:9名(小学1~6年生) 内容:県の概要説明、警察本部庁舎見学、参加児童の保護者の職場参観等
○「次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画(鳥取県病院局)」の実行 (対象:病院局職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・各種休暇・休業制度の周知 ・育児休業が取得しやすい環境づくり ・有給休暇が取得しやすい環境づくり ・超過勤務の縮減等仕事と家庭生活の両立 	<ul style="list-style-type: none"> ・「子育て支援ハンドブック」(各種制度等の周知用パンフレット)を作成し全職員に配布(18.3)。 ・職員の適正配置を働き、必要に応じ職員を採用(医療技術職、看護師)。 ・知事部局の「子育て応援メッセージ」等の送信(産休・育休中の職員には併せて病院情報、研修情報等を送信)(19.4~)。
○「みんなが子育てに携わるための鳥取県教職員プラン」の実行 (対象:公立学校教職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援制度の周知・男性の育児休業 ・育児のための休暇の取得促進 ・計画的な休暇の取得促進 ・職場の管理監督者への意識啓発 ・育児休業任期付職員の採用 	<ul style="list-style-type: none"> ・校長会、事務長会などの機会を捉えて、男性教職員への制度周知を図るよう説明するとともに、福利室の広報を活用して周知を図っている。 ・年次有給休暇の計画的取得及び取得しやすい職場環境づくりに努めることについて、所属長へ通知している。 ・知事部局の「子育て応援メッセージ」等の送信を行っている。 ・育児休業任期付職員(司書、学校栄養職員)について、3年間の登録制度を導入し、育児休業職員の代替要員の確保に努めている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て体験事例の紹介 ・育児休業者に対する職場復帰支援体制の確立 ・男性職員を対象にした子育て講座の開催 ・職場環境相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙に、男性育児休業取得者の子育て体験事例を掲載し、周知を図っている。 ・教職員を対象としたみんなの子育て講座を開催した。 (20.6.14(土) 船上山少年自然の家) また、育児休業中職員のための職場復帰研修会とお父さんのための絵本読み聞かせ講座を同時に県内3会場での開催した。 (20.12.13(土) 白兎会館 20.12.20(土) ハワイアロハホール 21.1.17(土) 弓ヶ浜荘) ・職場環境相談に関するヘルプラインとして、教職員メール相談窓口を活用している。

②子育てを支援する対策を充実する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○県営住宅の優先入居制度	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集している(母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障害者世帯、同居親族障害者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯) 	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満の児童が3人以上の世帯等を優先的に募集する「優先入居制度」を実施している。 ＜平成20年度応募状況＞ 募集戸数136戸/応募者686名(5.04倍) ＜うち母子・父子世帯＞入居決定者39名/応募者293名
○家庭の教育力向上のための県民の意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村における家庭教育・子育て講座の開催促進 ・家庭教育啓発、子育て関係資料の提供 ・子育てに不安や悩みを抱える保護者等への電話相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する電話相談や家庭教育啓発に関する新聞広告により、子育てに悩む保護者のサポートと県民への意識啓発を行った。
○地域における子育て支援体制の構築促進	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館等を中心とした地域コミュニティにおける子育て支援体制の構築を促進 ・PTAや婦人会等と連携した子どもたちを健やかに育む地域づくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館等を中心に、地域における子育て支援体制の構築を図っている。 ・PTAや婦人会等と連携し、地域における子育て支援体制の構築を図っている。
○子ども電話相談運営費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・親、友人、学校の先生等に相談できない悩みなどの電話相談を実施する民間団体へ経費助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・15年度から子ども電話相談を行っているNPOを支援することによって、親、教員など、身近な大人に相談できない子どもたちの相談手を確保し、児童の健全育成を図る。 ・毎週水曜日に電話相談を実施

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・男性の育児休業取得、妻の出産に係る男性の休暇取得は順調に推移、育児参加への意識が高まっている。 ・育児短時間勤務取得者（20年度：4名） ・勤務時間の弾力化を実施 ・育児休業任期付職員を採用（20年度：2名） ・育児者の庁内LAN外部接続（20年度：25名） 	<ul style="list-style-type: none"> ・データベースによる情報提供など、より情報を入手しやすい環境を整備するとともに、引き続き制度周知や意識啓発を行う。 ・育児休業任期付職員の登録者数の増加を目指す。 ・育児者の庁内LAN外部接続の利活用の促進 	人事・評価室
<ul style="list-style-type: none"> ・男性職員が子育てに係る知識や料理を習得し、また、実際に経験することで、家庭での役割を改めて認識することができた。 ・親の働く姿を実際に見ることで親子のコミュニケーションが図られ、職場として子育てに協力することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施。 	福利厚生室
<ul style="list-style-type: none"> ・各種制度の利用促進 ・勤務環境の向上 ・休業中の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 「次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画（鳥取県病院局）」を更新するとともに、 ・問題点の把握と対策検討 ・各種制度の更なる周知 ・制度が利用しやすい環境づくり ・「子育て支援ハンドブック」の更新 など、各種制度の利用促進等を図る。 	病院局
<ul style="list-style-type: none"> ・管理職員や一般職員の意識啓発が図られた。今後は、取得率を一層高めていくことが必要。 ・育児休業任期付職員（司書、学校栄養職員）を採用（20年度：4名） 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、制度周知を図り、育児休業及び年次有給休暇の取得促進を図る。 ・育児休業取得中の職員が庁内LANに外部接続できるようにする。 	教育総務課
<ul style="list-style-type: none"> ・男性職員の意識啓発が図られた。 ・子育ての喜び・楽しさを知る方法として子どもとの関わりに役立つ遊びや技術（野外炊飯、ネイチャーゲーム）等の知識を得ることが出来た。 ・育児休業中職員の復帰への不安を軽減するとともに、父親が絵本の読み聞かせを体験し、理解を深めることにより、育児参加への意欲を促進することが可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・男性職員の育児への積極的な関わりを促進。 ・「わが家の子育て」と「地域社会全体で取り組む子育て」を率先する教職員を目指す取組みを実施。 ・仕事と子育てが両立できる環境づくりを進める。 	福利室

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・多子世帯、母子・父子世帯が優先的に県営住宅に応募でき、高倍率ではあるが、該当世帯の円滑な県営住宅への入居がなされているところである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅困窮者に対しより的確に県営住宅を供給するため、子育て世帯等を対象とした定期借家の導入等、一定期間で入居者が入れ替わっていく仕組みの検討を行う。 	住宅政策課
<ul style="list-style-type: none"> ・電話相談などを通じ、子育てに悩む保護者等に対する支援を行うことが出来た。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き支援を行う。 	家庭・地域教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・公民館を拠点とした事業の実施により、地域における子育て支援体制の構築促進が図られた。 ・PTAや婦人会等と連携し、地域における子育て支援体制の構築促進が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみの子育て支援を引き続き行う。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・悩みを抱える子どもが相談できる窓口を確保することにより、子どもたちの心理的な負担を軽減。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き補助を行っていく。 	子育て支援総室

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○子育て・親育ち応援事業	・お父さんのための子育て出前講座（メディア講座：テレビを消した後の子どもとのかかわり体験（絵本の読み聞かせ、おもちゃスタートなど）を県庁、民間事業所等で実施	・父親が子育てに主体的に関わるきっかけづくりとするため、企業等を対象としたお父さんのための子育て出前講座を実施。 20.10.5 用瀬公民館で開催 20.10.26 鳥取大学附属幼稚園で開催 20.10.30 大山乳業農業協同組合で開催 21.1.25 関金総合文化センターで開催
○認可外保育施設支援事業	・認可外保育施設における保育環境を整備し、入所児童の福祉の向上を図る	・要件を満たす認可外保育施設に対して、入所児童数により補助金を交付。 補助対象市町村：3市、補助額：2,200千円
○放課後子どもプランの促進	・子育てと仕事の両立を支援するため、昼間保護者のいない家庭の児童を預かる放課後児童クラブの運営費を補助する ・すべての子どもに放課後等の安全で安心な活動拠点を確保し、様々な体験活動等を行う放課後子ども教室の運営費を補助する	・放課後児童クラブを設置する市町村に対して経費の一部を助成するとともに、指導員の研修会を開催して資質の向上を図る。 補助対象クラブ：18市町村123クラブ（21.3.31現在） 補助対象教室数 8市町32教室、特別支援学校6教室 対象児童 すべての児童 開催日数 週日、土日等 場所 学校の余裕教室、公民館等
○多子世帯保育料軽減子育て支援事業	・世帯の第3子以降（同時に2人以上入所の場合は、国の軽減対策とならない児童）の保育料を国の定める保育料徴収基準額の1/3相当額を助成し、多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減する	・世帯の第3子以降の保育料の軽減を行い、多子世帯の子育てに係る経済的負担の軽減を実施。 補助対象児童：3,122人 補助額：313,569千円
○子育て応援パスポート事業	・地域の商店や各種企業等の協力により、子どもがいる家庭に対し、商店や企業が商品の割引や施設の設備サービスを行う	・社会全体で子育て家庭を応援する気運の醸成を図る。 ・県が発行するパスポートを子育て家庭が提示すると、協賛店舗等が商品の割引やポイントの加算などのサービスを提供したり、授乳室や子ども用の補助イスの利用など各種子育て応援サービスを行う。 登録世帯数：約11,200世帯 協賛店舗数：約990店舗（21.3.31現在）
○ファミリー・サポート・センターへの支援	・育児の相互支援事業を行う会員組織（ファミリー・サポート・センター）の運営、設立等に関し市町村に対し助成及び研修を行う	・市町村が、子どもの預かり等子育ての援助を行いたい人と援助を受けたい人の会員組織を設立し、相互援助活動に関するコーディネート・アドバイス等を行う市町村に対し、国の次世代育成支援対策交付金の対象とならない事業費について鳥取県市町村交付金を交付〔自治振興課〕。 ・センター所属のアドバイザー及び市町村担当者対象の研修会を実施
○心豊かな幼稚園づくり推進事業	・幼稚園の教育時間終了後や休日に園児を幼稚園内で過ごさせる「預かり保育」を行う私立幼稚園に対し助成 ・地域の未就園児や保護者等を対象に子育て支援事業を行う私立幼稚園に対し助成	・「預かり保育」「休業日預かり保育」の促進及び保護者負担軽減のため、人件費を助成。 ・園庭の開放・子育て相談・子育て後援会・未就園児教室等の促進のため、実施に要する人件費、教材費等の経費を助成。 （1園あたり160万円を上限）
○私立幼稚園同時在園保育料軽減事業	・世帯から2人以上同時に在籍する場合、2人目以降の園児の保育料を軽減する私立幼稚園に対し助成	・私立幼稚園全28園中、25園で実施。 ・園が軽減した保育料の1/3を補助。
○私立幼稚園第3子保育料軽減子育て支援事業	・世帯の第3子以降の園児にかかる保育料を軽減する私立幼稚園に対し助成	・私立幼稚園全28園が実施。 ・園が軽減した保育料を補助。（保育料の1/4を上限）
○すくすく子育て健康支援事業費	・多胎児を抱える保護者支援のための健康教室等開催	・米子保健所において、医師等の専門家による講演会、保護者同士の交流会等を開催。 ・今後は市町村母子保健事業で一貫したサービスを受けられるよう支援を行う。
○小児医療費の助成	・小学校就学前の小児に係る医療費の負担軽減を図る	・当該軽減を行う市町村に対して補助を実施する。（事務費を含む。） 【20年度実績】382,998千円（県費ベース）
○障害児通園施設利用料軽減事業	・障害児通園施設を利用している世帯に対し、保育所利用の際の「第3子保育料軽減子育て支援事業」と同様に障害児通園施設の利用料を軽減する市町村に助成	・障害児通園施設と保育園に同時に2人以上の子どもを通わせる場合、従来障害児通園施設利用料には保育料のような軽減措置がないため、保育料軽減事業と同様に第2子の場合1/2、第3子の場合1/10の利用料の軽減措置を行うため、当該軽減を行う市町村に対して補助を実施する。 【20年度実績】 対象者 32人 金額 1,224千円（県費ベース）
○乳幼児すこやか発達相談指導事業	・発達の遅れが疑われる乳幼児を対象とした健康診査、健康教室の実施	・脳神経小児科医による発達面を中心とした健康診査及び指導を行った。 ・集団指導により家庭・保育所のできる遊びなどの発達指導を行った。

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児を養育中の父親を対象に実施している。 ・講座の内容（育児への関わり方、統計資料説明、絵本の読み聞かせ）は充実している。 ・受講後の参加者の意見を聞いても育児参加への必要性を感じていただいている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者が限定されているので、企業での実施が難しく、図書館、保育所・幼稚園、公民館等ひろく募集をしていく必要がある。 ・募集から講座開催までを実施できる委託団体を探す必要がある。 	子育て支援総室
<ul style="list-style-type: none"> ・保育に必要な絵本や教材の充実など、保育環境の向上につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村が必要とする放課後児童クラブに対して運営費等の助成を行っているが、開設時間等県民のニーズへの対応はまだ不十分。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き助成を実施。 ・放課後児童クラブの設置を促進するとともに、開設時間等の内容の充実を図る。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村が必要とするクラブ・教室に対して運営費等の助成を行っており、県民のニーズにおおむね対応しているものと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の設置予定を動かしつつ、既設置クラブ・教室及びクラブ・教室新設に対する補助を行う。 	家庭・地域教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・多子世帯の子育てにかかる経済的な負担軽減が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・より効果的な軽減策を検討する。 ・制度の周知を図る。 	子育て支援総室
<ul style="list-style-type: none"> ・19年11月18日に事業を開始してから1年が経過。登録世帯、協賛店舗の加入が不十分であり、事業の認知度を向上させる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の認知度向上、登録世帯・協賛店舗の加入促進を図り、社会全体で子育て家庭を応援する気運を醸成する。 ・利用者、協賛店舗に対しアンケート調査、意見交換会を行い、より効果的な制度を検討する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・センター事業の充実を図ることで多様な子育てサービス提供に対応することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの病気や急な残業等にも対応できる多様なサービスを提供するよう、ファミリー・サポート・センターの充実を図る。 ・各市町村の要望や国の制度変更等を踏まえて、ファミリー・サポート・センター事業の実施に役立つ研修会を実施する。 ・未設置の2市6町でのセンター事業促進を図る。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・預かり保育は、全ての私立幼稚園で実施されており、幼稚園での教育時間終了後の保育の場の確保が行えた。 ・また、未収園児、保護者等への園解放、子育て講話等により子育て支援の充実が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯の経済的な負担軽減が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯の経済的な負担軽減が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・当事者のニーズに併せて実施した。 ・今後の事業のあり方等についても当事者グループと意見交換を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・21年度も米子保健所のみ実施予定。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・小学校就学前の小児を養育する家庭の医療費の負担軽減が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施する。 →H21子育て支援総室 	子育て支援総室
<ul style="list-style-type: none"> ・子育ての制度的公平性が確保されるとともに、障害児を抱える世帯の一層の負担軽減に資する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の保育料軽減事業では、21年度より第3子の保育料は免除となったため、障害児施設の利用料軽減についても同様に減免を実施する。 →H21こども発達支援室 	障害福祉課 障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・各圏域における二次的相談機関として機能している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害支援体制等が整備された市町村については、県と市町村の役割を明確にし、一貫した母子保健サービスの中で二次健診もできるように検討していく。 →H21こども発達支援室 	

③ひとり親家庭の自立を支援する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○県営住宅の優先入居制度（再掲）	・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集している（母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障害者世帯、同居親族障害者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯）	（再掲）
○ひとり親家庭総合支援事業	・母子家庭自立支援員の設置 ・母子福祉対策推進費（母子家庭等生活支援事業、ひとり親家庭モバイル相談、日常生活支援） ・ひとり親家庭福祉推進員の設置 ・母子家庭等就業・自立支援 ・母子家庭等自立支援給付金の支給 ・ひとり親家庭助成（小中学校の入学の支度金）	・母子自立支援員を各福祉事務所に配置（4名）、ひとり親家庭の相談対応や就労支援等を行う。 ・ひとり親家庭の研修、交流事業等を実施する鳥取県連合母子会に対して補助を実施。パソコンや携帯電話にひとり親家庭への支援に係る情報をメールマガジンとして提供。また、一時的な病気等の際に、家庭生活支援員を派遣。（母子会に委託） ・ひとり親家庭福祉推進員の設置を母子会へ補助実施。 ・就労に有利な技能習得のため、パソコン講習の開催を母子会へ委託実施。 ・母子家庭等のスキルアップ、技能習得のための自立支援給付金（自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進事業、常用雇用転換奨励金給付事業）を支給。 ・ひとり親家庭の子が小中学校に入学する際に、支度金（1万円）を支給。
○母子寡婦福祉資金貸付事業	・配偶者のない女子で、現に児童を扶養している者及び寡婦に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて配偶者のない女子が扶養している児童の福祉を増進する	・母子及び寡婦福祉法に基づき、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るとともに、配偶者のない女子が扶養している児童の福祉を増進するため、母子家庭及び寡婦に資金の貸付を行う。
○児童扶養手当支給事業	・母子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給	・母子家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給。
○母子家庭・DV被害者就業支援事業	・求職中の母子家庭の母及びDV被害者を対象として、1か月程度の職場体験研修を実施	・母子自立支援プログラム策定員を県東部に1名配置し、就労による自立支援を行う。 ・求職中の母子家庭の母及びDV被害者を対象として職場体験研修を実施。 【20年度実績】 1件
○母子生活支援施設強化事業	・母子の社会自立の支援を充実するため、国の配置基準を超えて母子指導員を配置し施設機能を強化する	・精神疾患等を伴うDV被害者や被虐待児などの母子生活支援施設への入所が増加していることを踏まえ、母子生活支援施設の処遇の強化を通して、母子の社会自立を支援するため、国の配置基準を超えて母子指導員を配置する場合に必要な経費を助成する。
○ひとり親家庭への医療費助成	・一定条件を満たすひとり親家庭の子及びその母等に対し、医療費の負担軽減を図る	・当該軽減を行う市町村に対して補助を実施する。（事務費を含む。） 【20年度実績】113,006千円（県費ベース）
○職業訓練受講促進事業	・一定条件を満たす母子家庭の母等が公共職業訓練を受講するときに訓練手当を支給	【20年度実績】 ・74名 40,652千円
○職場適応訓練事業	・母子家庭の母等の就職を促進するため、事業所に6ヶ月の訓練を委託し、常用雇用に結びつける（一定条件を満たす訓練生には訓練手当を支給）	【20年度実績】 ・なし
○支援員による就業支援	・ひとり親家庭の親及びDV被害者等に対し、就業支援員が相談に応じ就業に結びつける	【20年度実績】 ・ひとり親家庭の親：相談32名のうち22名が就職 ・DV被害者：相談なし

④労働者が様々な働き方(時間、方法など)を選べるようにする

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画推進企業認定事業（再掲）	・男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定	（再掲）
○ワーク・ライフ・バランスシンポジウム（再掲）	・仕事と生活の調和に関するシンポジウムの開催	（再掲）
○男女共同参画センター事業（再掲）	・図書、ビデオ等の貸し出し	（再掲）

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
(再掲)	(再掲)	住宅政策課
<ul style="list-style-type: none"> 生活支援、就労支援メニューはそろっているが、十分に活用されていないものもある。 個々に応じたきめ細やかな支援が可能となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援施策の情報提供、広報を行うとともに、利用者ニーズに沿った施策展開が必要。 	子育て支援総室
<ul style="list-style-type: none"> 必要な資金貸付により、母子家庭等の経済的負担の軽減、就職や児童の就学等の一助となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き実施する。 	
<ul style="list-style-type: none"> 国制度（手当支給により経済的負担の軽減）。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き実施する。 	
<ul style="list-style-type: none"> 個々に応じたきめ細やかな支援が可能となった。 体験研修から就労につながるケースあり有効。就労経験のない者等にとって、職業適性等を判断する上でも有効。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き実施する。 	
<ul style="list-style-type: none"> 職員配置により、利用者に対する処遇向上が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き実施する。 	
<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の医療費の負担軽減が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き実施する。 →H21子育て支援総室 	子育て支援総室 障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 支給額、支給人数ともに急増。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き実施する。 →H21雇用人材総室 	経済・雇用政策総室
<ul style="list-style-type: none"> ハローワーク主導で訓練が行われるため、訓練実績を伸ばす対策を取りかねる。 	<ul style="list-style-type: none"> ハローワークとの連携を密にして、訓練の利用を促進する。 →H21雇用人材総室 	
<ul style="list-style-type: none"> 20年度からひとり親家庭の親・DV被害者等、就業支援の対象者を拡大した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き実施する。 →H21雇用人材総室 	

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
(再掲)	(再掲)	男女共同参画推進課
(再掲)	(再掲)	
(再掲)	(再掲)	男女共同参画センター

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○中小企業労働相談所設置事業	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業労働相談所（労働・雇用相談員）の機能強化 ・キャリア・コンサルタント有資格者の配置、養成 ・キャリア・コンサルティングの導入 → 出産・育児後の女性労働者の就業継続・復職支援等、複雑・多様化する労働相談（キャリア相談・メンタルヘルス相談等）に適切に対処 ・労働講座（主に非正社員を対象）の開催（労働関係法令や制度等の解説、労働相談事例の紹介等 東・中・西部地区各4回） ・県下3箇所に配置した労務管理アドバイザー（社会保険労務士）による事業所の労務管理改善の促進 ・正社員と非正社員との均衡処遇に配慮した労務管理の指導・助言（具体的な方策の例示、就業規則改正の指導等） ・先進事業所の優良事例の紹介 ・事業所の実施している非正社員に対する労働条件改善等の優良事例の紹介（優良事例紹介パンフレットの作成・配布） 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業労働相談所設置事業として20年度より（財）鳥取県労働者福祉協議会へ委託。 【20年度実績】 キャリア形成相談件数 153件 労働セミナー実施実績 3回実施、参加者286名 内職相談件数 1,366件 労務管理アドバイザー事業所訪問数 385箇所

3 農林水産業、商工業などの自営業でも男女共同参画を進めよう

①男女共同参画の視点に立って考え方を変える

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○男女共同参画センターによる普及啓発（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・各種講座、セミナー等による意識啓発 ・関係資料の情報収集と提供、図書、ビデオ等の貸し出し 	（再掲）
○男女共同参画センター相談事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・電話、面接による一般相談、弁護士等による専門相談 	（再掲）
○次世代の漁業者育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・漁村女性の全国研修会等への参加を支援（参加費の助成） 	・21年3月5～6日に開催された全国青年・女性漁業者交流大会に、鳥取県漁協女性部から3名が参加した。

②物事を決める場面への女性の参画を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○農業改良普及指導活動	<ul style="list-style-type: none"> ・女性組織等が開催する知識、技能習得のための研修会への支援 ・役員として活躍できるような女性の掘り起こしと能力向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業に従事する県域の女性団体の3団体が、女性農業者として経営参画していくための研修会（1月）を企画し、その活動を支援した。 ・生活研究グループ員による技術資料の編集活動の支援。 ・国が主催する男女共同参画推進の表彰事業についての情報提供。
○鳥取県小規模事業者等経営支援交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会連合会、商工会議所連合会が行う講習会、研修会開催費の助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体（商工会連合会、各商工会議所）への交付金において、各団体女性部が行う活動（研修会の開催、全国大会等への参加）の経費の一部を助成した。 【20年度実績】 研修会の開催、全国大会等について、1,846千円交付金助成 全国大会 43名／中国、四国ブロック等 87名／ 県大会 78名／主張発表大会 82名

③女性の働きや立場を正しく評価する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○農業改良普及指導活動（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会、戸別訪問等による家族経営協定締結推進とフォローアップ ・女性農業委員の能力向上のための研修会開催支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定について、普及活動としては農業経営支援の一環として支援することの確認を行った。また、関係機関等との連携による推進についても確認した。 ・機関誌に家族経営協定についての情報提供を8回実施し、モデル的な農家3戸を取材し紹介した。
○林業普及指導事業（林業女性活動推進）	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県林業研究グループの活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・林業研究グループと農水業者との交流

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・委託先の(財)鳥取県労働者福祉協議会が行っているライフサポートセンターとの連携など組織を活用した取組により相談業務の効率化が図れた。 ・労働セミナーの対象を事業主へ拡大したことにより改正パートタイム労働者法等の労働関係法令による就業規則の改正の必要性等の周知が図れた。 ・中部、西部にも労務管理アドバイザーを配置したことにより、より多くの事業所訪問が可能となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスの推進の視点で事業主、労働者への啓発を図る。 →H21雇用人材総室 	経済・雇用政策総室

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
(再掲)	(再掲)	男女共同参画センター
(再掲)	(再掲)	
<ul style="list-style-type: none"> ・全国の漁村女性の活動事例や取組について見識を深めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続支援予定。 	水産課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・女性団体が主催で、女性の農業者経営者としての自立を図るための研修会を企画、実施した(1月、倉吉市)。 ・生活研究グループの県内各地区からの代表者が鳥取県の食べられる山野草の食べ方技術資料集を発行した。 ・国の主催する男女共同参画の表彰事業に1名が応募した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性農業者個々のネットワークによる組織を検討されており、引き続き支援を行う。 ・県内の女性農業者が「農産物の販売促進」に向けた課題で21年度の研修計画を樹立しており活動内容、運営等で支援を行う。 	農林総合研究所
<ul style="list-style-type: none"> ・全国大会等に参加し、他課の活動事例を学ぶとともに、県下女性部の合同研修を実施し、地域の女性リーダーとしての研鑽を深めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、交付対象事業として支援を行う。 →H21経済通商総室 	経済・雇用政策総室

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ・農業者年金加入の促進と並行して家族経営協定の新規締結が進められている。関係機関との連携でモデル町村の設定が行われ、普及組織と共同推進が図られている町村もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き支援 	農林総合研究所
	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き支援 	

④起業者を目指す女性を支援する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○農業改良普及指導活動（再掲） ○チャレンジプラン支援事業 ○とっとりオリジナル加工品づくり支援事業	・農産物加工、販売等に取り組む女性組織の起業等に対し、技術、経営面での個別支援	<農林水産部> ・農産物加工、直売所、農村食堂などの女性の起業活動に対して、発展段階に応じた技術、運営などの活動支援。 ・農産加工、農村食堂活動についての事例調査。 ・起業活動についての研修会の開催・表彰事業等の情報提供。 【20年度実績】 ・チャレンジプラン支援事業：やる気のある農業者等を対象に実施。（補助率1/3、予算額145百万円） <食のみやこ推進室> ・地元原材料を用いたオリジナル加工品の開発と販路拡大を行う小規模加工グループ等に対し支援（補助率1/2）
○鳥取県中小企業連携組織支援交付金	・企業組合等の設立支援及び創業時に要する経費を助成	・昨年に引き続き、グループ創業を検討している女性農産物加工グループを対象に、活動内容に応じたバックアップ支援を実施。 【20年度実績】 ・企業組合の設立はなし。
○SOHOビジネスサポート事業	・SOHOを活用した創業環境の整備やステップアップのため、SOHO支援事業者に補助金を交付	・より多くの方が利用できるよう4月中旬頃から募集を開始。また、申請の可能性がある団体に対して、関係書類を送付するなど積極的な施策PRに努めた。
○新規参入資金、チャレンジ応援資金	・創業等、やる気と能力ある者に対し金融支援を行う	・チャレンジ応援資金に商業等創業枠を創設して対象を拡大、新規参入資金も含めて積極的PRに努めた。
○経営革新支援補助金	・中小企業が行う、経営革新計画を実施するのに必要な、マーケティング戦略構築、新商品開発、人材育成、販路開拓を支援	【20年度実績】 交付決定件数 17件（うち女性代表者1件）
○鳥取県やる気のある企業支援補助金（独自技術型）	・中小企業が行う独自性のある研究開発	【19年度実績】 交付決定件数 3件（うち女性代表者なし）
○知的財産・ベンチャー発掘支援事業	・大学との共同研究や創業をめざした研究開発を支援	【19年度実績】 交付決定件数 8件（うち女性代表者なし）
○ものづくり事業化応援補助金	・県内中小企業が事業化に向けて自ら行う研究開発を支援	【20年度実績】 交付決定件数 20件（うち女性代表者なし）

4 男女共同参画の視点に立って高齢者や障害者が安心して暮らせる社会にしよう

①高齢者が安心して暮らせる条件を整備する（雇用、社会参加、介護体制など）

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○交通バリアフリーの促進	・交通バリアフリー基本構想に基づく鉄道駅等公共交通施設のバリアフリー化の促進 ・鳥取市交通バリアフリー基本構想の策定（H14） ・鳥取駅のエスカレーター設置（H12） ・倉吉市交通バリアフリー基本構想の策定（H17）	・鳥取市、倉吉市の基本構想は策定済み。 ・米子市は基本構想の策定に向け準備中 ・鳥取駅エスカレーターは設置済み。
○建築物のバリアフリー化	・高齢者や身体障害者等の移動及び施設利用に配慮した建築物の整備を促進する	・福祉のまちづくり条例の改正（H20 10 1施行）により、一定規模・用途の建築物に適合を義務化。 ・適合建築物に対する助成（国庫補助、県費補助）を行った。
○介護予防の推進	・市町村や事業者が行う介護予防に関する事業についてより有効に実施できるよう調査・研究・研修等を行うとともに、市町村等に適切な助言・支援を行う	・介護予防市町村支援委員会及び運動器の専門部会を開催し、県内の事業実施方法等について検討した。 ・また、市町村や地域包括支援センターが実施する介護予防事業が一層効果的な事業実施となるよう支援するため、研修会を実施した。 研修会：21年1月22日（木）県庁 参加者112人 ・介護予防事業（運動器）の取組事例集作成
○高齢者自立支援普及促進事業	・地域活動を積極的に推進する地区において自立支援概念の普及等に取り組むコーディネーターを養成し、地域の皆で助け合う「できる限り自立した日常生活を営む」地域社会を再構築する	・18年度に養成した29人の支え合いコーディネーターの活動を支援するとともに、活動事例を発表する機会を設け、介護予防の実践例として広く普及した。 （3年間のモデル事業の3年目） 支え合いコーディネーター：22モデル地区 29名 活動事例発表：11月22日 とりぎん文化会館 参加者150人 活動事例集の作成：3月

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<p><農林水産部></p> <ul style="list-style-type: none"> 農産加工グループでは、新製品の開発、販路拡大、販売促進等の支援により、売上げを伸ばしているところがある。 近年農産加工部門を導入する農家が増えている。 20年度に1件（女性が代表者の有限会社）が農産物加工に伴う施設等を整備。 	<p><農林水産部></p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き意欲的に起業活動を行う農業者に対して活動支援を行う。 	農林総合研究所 農政課 食のみやこ推進室
<p><食のみやこ推進室></p> <ul style="list-style-type: none"> 20年度に小規模加工グループ等11団体（うち女性が代表であるグループ等7団体）に対して助成。商品開発をめざした8団体のうち7団体（うち女性が代表であるグループ等5団体）で商品化に至る。 	<p><食のみやこ推進室></p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き支援を実施。 	
<ul style="list-style-type: none"> 支援対象グループにおいて、任意グループ活動での問題点が抽出され、克服すべき課題が明確となった。加えて、法人化へ創業意識の高揚がグループ内に広がった。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業組合の設立を支援している中央会において、引き続き制度普及を行う。 創業（特に女性、高齢者の起業）及び雇用確保に有効である企業組合の設立を促進するため、設立間もない時期の組合運営に係る諸経費を1/2助成。 →H21経済通商総室 	経済・雇用政策総室
<ul style="list-style-type: none"> 補助事業に対して2件の申請予定があり、SOHOの課題解決に一定の効果があった。うち1件は、女性のSOHOを支援する団体からの申請であった。 	<p>以下の理由により21年度は廃止する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3カ年度間事業を実施して、一定程度の支援ニーズを満たしたため。 SOHO事業者の能力開発は職業訓練事業等で対応可能。また、NPOの広告宣伝など販路開拓は、他の補助事業で対応可能。 	
<ul style="list-style-type: none"> 利子補給、信用保証料補助による事業者の資金調達コスト低減と産学官連携での目利きサポート等により、起業意欲増強に一定の効果あり。 <p>20年度の融資実績</p> <p>新規参入資金 220件 4,088百万円</p> <p>チャレンジ応援資金 3件 70百万円</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き積極的なPRにより、利用促進に努める。 →H21産業振興総室（応援資金）、 経済通商総室（商業枠） 	
<ul style="list-style-type: none"> 20年度から、販路開拓事業のメニューを拡大するなど、より幅広い支援を行うことができるようになった。 今後もより効果的な支援となるよう、随時見直しをしていくことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 交付決定は法人代表者の年齢性別に関係なく行うものであり、今後も同様の方針。 →H21産業振興総室 	産業振興戦略総室
<ul style="list-style-type: none"> 20年度から、制度を組み替えて「ものづくり事業化応援補助金」を設け、より幅広い支援を行うことができるようになった。 今後もより効果的な支援となるよう、随時見直しをしていくことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 20年度で2カ年度の事業は終了し、ものづくり事業化応援補助金に統合。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 交付決定は法人代表者の年齢性別に関係なく行うものであり、今後も同様の方針。 →H21産業振興総室 	

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 鳥取駅については、14年度からバリアフリー化が進められ、利便性が向上している。 鳥取駅エスカレーターも多くの方に利用されており、移動の円滑化に寄与している。 	<ul style="list-style-type: none"> 倉吉駅については、18年度から事業着手されたところであり、バリアフリー化が円滑に進むよう協力する。 米子駅については、県・市・JRの三者でワーキンググループを設置し、バリアフリー計画の早期策定に向けた検討が開始されたところであり、バリアフリー化の早期実現に向けて協力していく。 	交通政策課
<ul style="list-style-type: none"> 条例改正により、新築・増改築におけるバリアフリー化率が向上している。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、条例の普及啓発に取り組むと共に、既存建築物のバリアフリー化促進に取り組む。 	景観まちづくり課
<ul style="list-style-type: none"> 各市町村における特定高齢者施策の実施状況は増加してきている。 市町村の事業実施を支援するため、各実施事業の分析・評価が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村や介護予防関係者のニーズにあった支援策を実施するとともに、介護予防の県民への全県的な普及を図る。 	長寿社会課
<ul style="list-style-type: none"> 支え合いコーディネーターの活動地区を拡大しようとする動きがある市町村もある。 <p>鳥取市（現在7地区→22年に10地区の予定）</p> <p>琴浦町</p> <p>北栄町</p>	<ul style="list-style-type: none"> 20年度で終了 	

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○介護予防地域リハビリテーション推進事業	・高齢者ができるだけ要介護状態にならないように、また障害があっても住み慣れた地域でそこに住む人々とともに安心して社会生活が送れるように、本人を中心に保健や医療、福祉に関わる人々や機関、組織が互いに連携して支援する体制を整備する	・20年度から3年間、各圏域における地域リハビリテーションの推進拠点となる圏域地域リハビリテーション支援センターを指定し、今後の地域リハビリテーションを「連携」や「顔の見える関係」を関係者に広げ、多職種協働で進めることとした。 ・講演会等により、一般県民への地域リハビリテーションの普及啓発を図った。 講演会：11月29日(土)福祉人材研修センター 参加者 177人
○高齢者虐待の防止	・介護保険施設等や医療機関での身体拘束や家庭における高齢者虐待が顕在化していることから、高齢者虐待予防のための正しい知識の普及・啓発を行うとともに、早期発見・早期対応のための体制を整備する	・県内の弁護士、社会福祉士、医師等の専門家からなる権利擁護団体と連携し、地域包括支援センターの虐待相談・対応事業をサポートする体制を整備した。 20年度の相談・対応件数：4件 ・このうち、極めて困難な案件について事例検討会を行い、地域包括支援センター職員のマネジメント技術の向上を図った。
○認知症対策事業	・高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加に対し、早期発見・早期治療体制を整え、認知症進行に伴って必要とされる専門的な医療、介護、家族支援及び地域の支援体制が適切にマネジメントできる医療、介護専門職を養成し、在宅生活が継続できる体制をつくる	・かかりつけ医の認知症対応力向上研修を医師会に委託して実施したり、認知症のひとと家族の会の当事者同士の支え合いを行う相談事業に補助を行った。 ・また、各福祉保健局においては、認知症になっても安心して暮らし続けることができる地域づくりのため、関係者会議を開催した。
○介護サービス等人材育成事業	・介護支援専門員、認定調査員、主治医、施設管理者、介護サービス事業者等、介護保険サービスに従事する各種専門職等に対し、職種別・専門技術別の研修を行い、介護保険制度の円滑な実施とサービスの質の向上を図る	・介護認定にかかわる、介護認定調査員、主治医等に対して要介護認定の適正な運用を図るため研修を実施した。 ・介護保険制度の円滑な実施とサービスの質の向上を図るため、介護保険サービスに従事する各種専門職に対し、職種別・専門・技術別の研修を行った。
○男女共同参画による高齢者地域活動事例研究	・高齢者が社会の「支え手」として活動している事例を高齢者自らが調査し、高齢者の地域活動等への参加促進のノウハウを探る	・19年度に作成した老人クラブの「地域を豊かにする社会活動」に関する活動辞令調査報告書をもとに、今年度現地調査を行い、活動マップを作成した。
○県営住宅の優先入居制度(再掲)	・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集している(母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障害者世帯、同居親族障害者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療 所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯)	・高齢者、障害者等を優先的に募集する「優先入居制度」を実施している。 ＜平成20年度応募状況＞ 募集戸数136戸／応募者686名(5.04倍) ＜うち高齢者世帯＞入居決定者44名／応募者242名 ＜うち障害者・同居親族障害者世帯＞入居決定者26名／応募者111名

②障害者の自立を支援する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○県営住宅の優先入居制度(再掲)	・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集している(母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障害者世帯、同居親族障害者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療 所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯)	(再掲)
○障害者の就業支援	・障害者の就職を促進するため、事業所に6ヶ月の訓練を委託し、常用雇用につなげる(一定要件を満たす訓練生には訓練手当を支給) ・障害者の雇用・就業の促進を図るため、障害者を対象とした職業訓練を実施(訓練生には訓練手当を支給) ・知的障害者対象(施設内訓練) 期間1年 ・身体障害者等対象(委託訓練) 期間1ヶ月～3ヶ月(最長6ヶ月)	【20年度実績】 ・なし 【20年度実績】 ・施設内訓練(1年)：13名 ・委託訓練(1～3ヶ月)：44名

テーマC 女性の人権が擁護され、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう

1 女性に対するあらゆる暴力をなくそう

①女性に対する暴力を許さない社会づくりを進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○暴力防止に関する啓発	・関係機関連絡会による連携 ・女性に対する暴力防止の普及啓発	・普及啓発、街頭キャンペーンの実施。 ・県・市町村の担当部門や民間団体との連携を緊密にし、20年11月には、鳥取・倉吉・米子市のショッピングセンターにおいて関係機関合同による街頭広報を行った。

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<p>・圏域地域リハビリテーション支援センターを拠点として、高齢者に関わる医療・福祉の関係者が、連携のための意見交換会等を開催し、関係者の顔の見える関係ができてきた。</p> <p>・一般県民の方も対象とした講演会で、医療と介護の連携を普及したが、更なる普及啓発が必要。</p>	<p>・県民の方々に事業の内容をイメージしやすいよう「地域リハビリテーション」を「地域ケアネットワーク」という言葉に変更し実施。</p> <p>・現在の連携は有志の中や個別事例のみでの連携にとどまっており、組織的な連携として動くための体制整備が喫緊の課題。</p>	長寿社会課
<p>・地域包括支援センター職員に相談・通報のあった虐待件数のうち、専門化のアドバイスを受けることで、解決の糸口が見えたケースがあった。</p> <p>・また、このような相談対応業務を行う地域包括支援センター職員の心理的安心につながっている。</p>	<p>・引き続き虐待の予防や早期発見、早期対応のための取組を検討する必要がある。</p>	
<p>・引き続き地区医師会に委託して、かかりつけ医の対応力向上、早期発見・医療体制の整備を行ったが、研修への医師の参加を増やし、早期発見体制をさらに充実する必要がある。</p>	<p>・引き続き、人材育成と支援体制の整備を行うとともに、早期発見のための事業及び認知症疾患医療センターを指定し「専門医療の提供」「医療と介護の連携強化」「専門医療相談の充実」を図る事業と併せて実施することにより、認知症について早期発見、早期治療から家族支援まで総合的に実施する。</p> <p>・さらに若年性認知症対策にも取り組む。</p> <p>・また、コールセンターの相談員を1名から2名に増員し、相談体制の拡充を図る。</p>	
<p>・多種多様な内容の研修を実施し受講者が業務に関する理解を一層深めることで質の向上を図ることができた。</p>	<p>・引き続き各種研修を継続し、介護サービスの質の向上と円滑な運営を図る。</p>	
<p>・高齢者の地域活動事例を活動マップとして作成することにより、今後の具体的な活動を提案するきっかけとなる。</p>	<p>・20年度で終了</p>	
<p>・高齢者、身体障害者等には中層耐火3階建て以上の1階を老人世帯向住宅又は身体障害者向住宅として募集し、高倍率ではあるが、該当世帯の円滑な県営住宅への入居がなされているところである。</p>	<p>・福祉団体等と連携し、需要に応じた供給をしていくこととする。</p>	住宅政策課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
(再掲)	(再掲)	住宅政策課
<p>・ハローワーク主導で訓練が行われるため、訓練実績を伸ばす対策を取りかねる。</p>	<p>・ハローワークとの連携を密にして、訓練の利用を促進する。</p> <p>→H21雇用人材総室</p>	経済・雇用政策総室
<p>・就職後の定着が困難なケースが多い。</p> <p>・求職者ニーズの把握が課題。</p>	<p>・事業所へのアフターフォローが必要であるため、関係機関との連携を密に行っていく。</p> <p>・継続実施予定。</p> <p>→H21雇用人材総室</p>	

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<p>・DVについての認識が浸透してきている。</p>	<p>・今後も同様に実施する。</p>	子育て支援総室
<p>・関係機関との合同の街頭広報により、関係機関とより一層の連携が図られ、事案を早期、詳細に把握し、被害の継続、拡大防止が図られた。</p>	<p>・関係機関との緊密な連携を一層推進する。</p>	生活安全企画課

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○未来の親となるための学習推進（再掲）	・親としての意識啓発のための生徒参考資料をホームページに掲載し、各学校で活用することによりデートDVについての知識を付与	NPO法人に「心のふれあいプロジェクト ふれあい会事業」の実施を委託。 ・コミュニケーションや礼儀に関する小講義の開催。 ・乳幼児及びその親と、児童・生徒とのふれあいタイムを設け、児童・生徒は、乳幼児の親からさまざまな話を聴いたり、乳幼児にふれたり、だっこしたりしながらコミュニケーションを図る。 ・子育てに関する副読本を高等学校課ホームページに掲載し、各学校での活用を呼びかけている。
○人材育成講座の開催（再掲）	・DV防止のための教材作成と講座、セミナー等による意識啓発	下記内容を民間団体に委託して実施。 ・地域でDV防止の啓発ができる人材養成講座の開催 ・DV防止に係る啓発に使用する教材作成

②配偶者などからの暴力(ドメスティック・バイオレンス)、性犯罪、ストーカー行為等への対策を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○DVに関する計画の策定と推進	・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」の改訂と取組の推進	・DV被害者支援推進会議を設置し、事業の進捗状況、当面の課題についての検討を行った。
○性犯罪被害者に係る相談窓口の周知	・性犯罪110番の広報資料の作成、配布	・交番、駐在所のミニ広報紙に性犯罪110番の案内を掲載し、広報を図った。 ・県警ホームページに「性犯罪に関する相談窓口（性犯罪110番）について」を掲載し、相談窓口の周知を図っている。
○ストーカー対策の推進	・資器材の整備等	・資器材として配備されている捜査車両、監視カメラ等を効果的に活用し、事案対応できるよう整備し、ストーカー事案発生時において被害者方に監視カメラを設置する等の保護対策を図った。

③被害者及び加害者に対する相談及びカウンセリング体制を整備する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○被害者に対する相談及びカウンセリング体制の整備	・被害者カウンセラーの委嘱と被害者に対する紹介	・県東・中・西部各地区に「被害者カウンセラー」として委嘱している精神科医・臨床心理士（5人）を、カウンセリングを要望する被害者及びその家族に紹介した。
	・ストーカー・DV被害者等からの相談対応	・相談者に対しては、法律に規定する支援・警告等について説明した上、相談者の意思を尊重した対応を行うとともに、早期の事件化を推進した。
	・女性警察官による性犯罪被害者からの相談受理	・警察本部捜査第一課内に設置している「性犯罪110番」により、女性警察官による相談受理体制を整備している。 ・20年度は、県下全警察署に女性警察官を配置し、女性警察官18名（各署1名以上）を性犯罪指定捜査員として指定し、女性による相談受理体制を整備した。 ・20年12月には、性犯罪指定捜査員等を対象とした「性犯罪被害者対策研修会」を開催した。
	・ピア・カウンセリングの推進 ・総合相談窓口の設置・運営等	【犯罪被害者等相談・支援事業】 ・犯罪被害者等の被害からの早期回復に向けた支援策として、引き続き、ピア・カウンセリングを県内の犯罪被害者等で構成する自助グループに委託して実施している。 ・また新たに、相談職員スキルアップ研修会の開催したほか、犯罪被害に関する総合相談窓口の設置、広報啓発（主な相談窓口を含む。）リーフレットの作成を行う。
○人権相談窓口の設置（再掲）	・電話、面接による一般相談、弁護士による専門相談を行う ・相談機能の強化	（再掲）
○婦人相談所事業	・婦人保護事業実施の中核機関である婦人相談所の運営及び婦人相談員を配置する（夫からの暴力、女性をめぐる諸問題についての相談援助）	・婦人相談所に婦人相談員を1名配置して、DV被害者をはじめとした相談に対応している。
○外国人DV被害者支援員養成事業	・外国人DV被害者の通訳にあたるスタッフが不足しているため、通訳を行うことのできる外国人等の養成を行い、被害者支援及びDV被害の未然防止を図っていく	・外国人DV被害者等支援員養成研修会を開催（21.1：西部）。（現在、英語、タガログ語、中国語の支援員を登録）
○DVに悩む男性支援事業	・DVに悩む男性用相談電話を受ける相談員の養成と電話相談を実施する	・毎月第3金曜日に加害者電話相談を実施。
○男女共同参画センター相談事業（再掲）	・電話、面接による一般相談、弁護士等による専門相談	（再掲）

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 資料にはデートDVに関する意識啓発を図る内容も盛り込んでいる。 掲載の内容については、教科「家庭」やホームルーム等での活用がなされている。 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校又は中学校等を会場として、赤ちゃんとその保護者と小・中・高校生がふれあう機会を意図的に作り、命の尊さを深く認識しコミュニケーション能力の向上を図る「心のふれあいプロジェクト」の指導者やコーディネーターを養成する。 引き続き、意識啓発に努めるとともに、ホームページ掲載の資料等を適宜更新しながら、その活用について、各学校に働きかける。 	高等学校課、 家庭・地域教育課、 人権教育課
<ul style="list-style-type: none"> 単年度事業であるため、事業自体は廃止。 作成された講師用教材を使った啓発事業を継続して実施する必要がある。 		男女共同参画センター

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> DV被害者の支援の充実が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も同様に実施する。 	子育て支援総室
<ul style="list-style-type: none"> インターネットを見て電話したと話す相談者が多く、ホームページによる広報の効果が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 従来作成してきた広報カードを見直し、目を向けてもらえるよう文房具に性犯罪110番と電話番号を名入れして配布、あるいは、広報チラシを作成配布するなどして相談窓口の広報に努める。 インターネットのホームページをより広報効果のある内容に更新し、利用者が関心を持って閲覧できるように努める。 	捜査第一課
<ul style="list-style-type: none"> 県下警察署で被害者方に監視カメラを設置して保護対策を図り、被害者の信頼を得ている。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き資器材の有効活用を図り、被害の継続・拡大防止に努める。 	生活安全企画課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> カウンセリングを受けた被害者及びその家族から、不安感・恐怖心が軽減されたとの評価を受けている。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続的に実施するとともに、被害者等に対し同制度について十分に説明を行う。 	警察県民課
<ul style="list-style-type: none"> 相談者の意向を十分に踏まえて相手方への警告、事件化等を実施した結果、相談者からは「相手からの嫌がらせがなくなった。」旨の謝意が寄せられている。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、担当者研修等の教養を行い、適切な相談対応に努める。 	生活安全企画課
<ul style="list-style-type: none"> 性犯罪110番で受理した相談から、犯人検挙に至った事件がある。 県下全警察署に女性警察官を配置し、相談受理体制が整ったことから、性犯罪被害者の相談時の精神的負担の軽減につながっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 性犯罪指定捜査員による専門的知識の習得と、全女性警察官を対象に相談受理要領の指導に努める。 	捜査第一課
<ul style="list-style-type: none"> ピア・カウンセリングについては、委託内容の一つでもある参加者の拡大を図る活動への取り組みも始まり、徐々にカウンセリング活動が軌道に乗り始めてきている。 	<ul style="list-style-type: none"> とっとり被害者支援センターとの役割分担を踏まえ、自助グループ活動（ピア・カウンセリング）の支援を行う同センターに業務を移管し、実施体制を充実させていく。 	くらしの安心推進課
(再掲)	(再掲)	人権推進課
<ul style="list-style-type: none"> DV等の早期発見、保護、更生につながっている。 	<ul style="list-style-type: none"> DV被害者をはじめとした相談にきめ細やかに対応する。 	子育て支援総室
<ul style="list-style-type: none"> ボランティアの活用により、外国人被害者の支援の充実が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> 登録言語、ボランティア登録者を増やすため、引き続き、研修会等を開催する。 	
<ul style="list-style-type: none"> 電話相談だけでは、DV加害者更正につながりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口周知のための広報が必要。 	
(再掲)	(再掲)	男女共同参画センター

④被害者を支援する体制の整備及び関係機関の連携を強化する（二次的被害の防止）

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○犯罪被害者支援の充実と関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者支援連絡協議会総会の開催 ・民間被害者支援団体「とっとり被害者支援センター」への支援 ・体制の整備（主管組織・庁内連携体制） ・支援施策の整理・普及・啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・20年度総会において、鳥取保護観察所を新規会員とし、犯罪被害者支援体制の強化を図った。 ・センター主催のボランティア研修会での講演等を実施した。 <p>〔犯罪被害者等相談・支援事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等が様々なニーズ（問題）を抱えている状況や社会的支援の必要性等について県民の理解を促進するため、フォーラム（講演会等）を開催した。 ・また、各種広報媒体を活用した普及・啓発活動を行っている。
○性犯罪被害者に対する経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・初診料等の公費負担 ・診断書料の公費負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪被害者の精神的、経済的負担の軽減を図るため、16年度から産婦人科等での初診料等を公費負担とし、毎年10件前後の申請を受理している。（申請に対しては全件公費負担） ・初診料等や診断書料の公費負担に加え、20年度から人工中絶費用の公費負担制度を施行している。
○県営住宅の優先入居制度（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅の第一次募集において、次の世帯を優先して募集している（母子・父子世帯、多子世帯、多人数世帯、高齢者世帯、障害者世帯、同居親族障害者世帯、低所得者世帯、ハンセン病診療所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力の被害者世帯） 	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者等を優先的に募集する「優先入居制度」を実施している。 <p><20年度応募状況>募集戸数136戸/応募者686名（5.04倍） <うちDV被害者>入居決定者1名/応募者6名</p>
○婦人一時保護所費	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人相談所に併設する婦人相談所一時保護所の運営を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人相談所一時保護所において一時保護を実施。
○ステップハウス運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者等が避難所を退所後、精神的ダメージや経済的理由から、すぐ自立できないため、被害者に住居を提供するとともに、心理ケアを施すことにより、被害者の精神の回復と経済的自立を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・単身のDV被害女性など、他の法律で支援を受けられない女性に対して、住居を提供するとともに心理的ケアを行うステップハウスの運営を委託。
○DV被害者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・心のケア事業 ・関係機関研修会 ・関係機関連携強化事業 ・女性に対する暴力被害者支援事業 ・DV法保護対象外暴力被害者一時保護事業 ・夜間電話相談窓口設置事業 ・DV被害者等支援体制強化事業を実施し、DV被害者の支援及び未然防止を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者の心のケアのため婦人相談所に心理療法担当職員を配置。 ・県及び圏域で関係機関研修会、関係機関連携会議等の開催。 ・母子生活支援施設、民間シェルター等へ補助を実施。 ・女性に対する暴力被害者支援（自立支援、医療費補助等） ・DV法保護対象外暴力被害者一時保護の実施 ・夜間電話相談窓口設置
○母子家庭・DV被害者就業支援事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・求職中の母子家庭の母及びDV被害者を対象として、1か月程度の職場体験研修を実施 	（再掲）
○支援員による就業支援（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の親及びDV被害者等に対し、就業支援員が相談に応じ就業に結びつける 	（再掲）
○人材育成講座の開催（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・各種相談員向け講座による意識啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談に関わる相談員のための基礎講座の実施 ・各東中西3カ所で開催

2 女性の健康を支援していこう

①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖の健康・権利）に関する正しい知識を普及する

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○学校における性教育・エイズ教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・手引き等を活用した、学校における性教育の推進と充実 ・性教育・エイズ教育研修会 ・性教育指導実践研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職、学校保健担当者、医療関係者、保健師等をまじえて性教育・エイズ教育研修会を実施した。また、手引き書の活用も含め、普及啓発に努めた。 ・性教育指導実践研修会を12～1月に開催し、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の4校種で教員の性教育指導力の向上を図るように計画している。同時に、「性に関する教育」普及推進事業全国連絡協議会（略称：集団教育プロジェクト）の内容を県内4会場で紹介し、性教育授業の進め方について研修する予定である。
○心や性等の健康問題対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・学校に専門家を派遣、講演会等の実施 ・産婦人科医等による相談活動や直接面談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校136回、中学校64回、小学校52回、養護教諭部会等団体8団体へ産婦人科医・助産師等の専門家を派遣、または派遣予定である。保健室登校等の支援として、7校へ臨床心理士等を派遣、または派遣予定である。 ・モデル地域を2町指定し、教育委員会を中心にした子どもの健康に関する取組を実施。
○女性の健康づくり支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・健康に関する情報提供、相談体制の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康教育事業 ・保健所で思春期から更年期の女性に対する健康教育を実施。 ・女性健康支援センター運営事業 ・保健所に設置し、女性の健康問題を受付。

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 鳥取保護観察所の新規加入により、被害者支援体制の充実が図られた。 実態に即した講演ということで好評であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、関係機関との連携強化に努める。 引き続き、研修会を実施予定。 	警察県民課
<ul style="list-style-type: none"> とっとり被害者支援センターの設立記念の意味合いと命の大切さを学ぶため被害者支援フォーラムを開催した。当日は、高校生の参加もあり、犯罪被害者等支援の重要性を社会に広める契機となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 警察及び民間被害者支援団体である「とっとり被害者支援センター（20.12.5 一般社団法人認可）と協働・連携を図り、被害者等のニーズに沿った支援施策を展開していく。 	くらしの安心推進課
<ul style="list-style-type: none"> 20年は8件の申請を受理し、いずれも公費負担して性犯罪被害者の経済的負担の軽減を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 現事業の更なる充実を図る。 	捜査第一課
<ul style="list-style-type: none"> DV被害者が優先的に県営住宅に応募できる制度となっている。 応募倍率が高倍率のため真に住宅に困窮しているDV被害者がおられても、速やかに入居できない場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> DV被害者のプライバシーや現在の応募倍率の状況も考慮した上で、DV被害者への県営住宅の入居枠設定等の検討。 	住宅政策課
<ul style="list-style-type: none"> 被害者等の安全確保が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> 被害者の安全確保を最優先に行う。 	子育て支援総室
<ul style="list-style-type: none"> 被害者等の精神的被害の回復と生活再建が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後同様に実施する。 	
<ul style="list-style-type: none"> DV相談体制、自立支援施策とも定着してきている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「施策の定着」から「支援の質の充実」の展開が必要。 	経済・雇用政策総室
(再掲)	(再掲)	
(再掲)	(再掲)	
<ul style="list-style-type: none"> 人権擁護委員、家庭裁判所調停委員、民政児童委員、市町村担当者など多様な方に参加していただき、更に各相談機関との連携が図れた。 	<ul style="list-style-type: none"> 当講座の受講対象となる人にもDV等に対する認識の乏しい人があり、今後も継続してこのような研修が必要。 	男女共同参画センター

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 研修会の開催、手引書の活用を含んだ啓発により、学習指導要領に則した、発達段階に応じ、現代の課題にも即した性教育の実践が期待される。 4校種の授業公開の実施により、学校種にとらわれず、広く授業研究が行われることにより、異校種間の教職員の連携が深まると思われる。 「性に関する教育」普及推進事業全国連絡協議会の内容（集団プロジェクト）について理解することにより、県内教職員の性教育の授業への関心が高まること期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> 各地域、各学校種における性教育の指導者の育成を図る。 参加者が、発達段階に応じた性教育指導のあり方について理解を深め、実践力を培う。 来年度も、研究授業を中心として、今年度事業の継続及び拡充を図りたい。 	体育保健課
<ul style="list-style-type: none"> 多くの学校が活用している。特に専門家派遣の要望が多い。 モデル地域を町教育委員会が中心となって実施することで、地域の幼稚園・小学校・中学校が連携して事業を行うことができ、地域における健康課題を地域で考え実践するといった取り組みができている。 	<ul style="list-style-type: none"> 専門家派遣については、来年度も事業を継続し、より充実した事業になるよう支援していこうと考える。 モデル地域の実践を検証して、市町村教育委員会が中心となって事業を行うことにより、地域における取り組みが実施できるように県としても支援していこうと考える。 	子育て支援総室
<ul style="list-style-type: none"> 思春期健康問題プロジェクト事業と連携して実施。20～30歳代の人工妊娠中絶実施率の高さは思春期と同様に課題であることを周知。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 全年代において、人工妊娠中絶実施率が高いため、思春期以外の望まない妊娠に関する相談支援を女性の健康づくり支援事業で実施し、相談窓口についても周知を図る。 	

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○思春期健康問題プロジェクト	・施策検討、県民に対する普及啓発、人材育成	・性の健康問題ワーキング、性感染症キャンペーンの実施、ピアカウンセラーの養成。 ・今後は、圏域ごとに関係機関の連携を強化し、地域ぐるみで施策を推進する。

②妊娠・出産など生涯を通じた女性の健康対策を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○妊娠中毒症等療養費	・妊娠中毒症等に罹患している者に対する療養費の給付	・低所得で妊娠中毒等に罹っている妊産婦に対し、早期に必要な医療が受けられるよう医療費の援助を実施。
○女性の健康づくり支援事業（再掲）	・健康に関する情報提供、相談の実施	（再掲）
○すくすく子育て健康支援事業費（再掲）	・多胎児を抱える保護者支援のための健康教室等開催	（再掲）
○不妊治療等支援事業	・不妊治療に要する経費の一部助成 ・不妊専門相談センターの設置	・特定不妊治療費助成についてのPR等により利用者の増を図っている。今後さらなる周知を図る。 ・不妊相談関係者研修会を開催し、支援者の資質向上を図った。 ・不妊専門相談センターと共催で夜間に「不妊に関する勉強会・相談会」を開催し、知識の普及とともに相談体制の充実を図った。
○女性のがん検診の受診促進	・乳がん検診体制の整備及び受診啓発	・乳がん患者団体を中心となった実行委員会が主催する「米子ピンクリボンフェスタ」イベントを協働実施し、米子コンベンションセンターのピンクライトアップ、乳がん検診車によるマンモグラフィー検診等を実施(20.5)。
○体育実技等補助職員措置（対象：公立学校教職員）	・妊娠中の女子教諭の体育実技授業に補助職員を配置	・小学校においては妊娠中の女子教諭が同時に2人以上生じた場合、1ヶ月以上重複する期間について、その期間中における体育実技授業に対して非常勤講師を配置する。 ・中学校及び特別支援学校においては妊娠中の女子体育教諭1人について、体育実技授業に対して非常勤講師を配置する。 【20年度実績】 県立特別支援学校 9人

③性感染症、エイズなどの対策を進める

具体的施策	施策の内容	具体的施策に関する取り組み状況
○エイズ予防対策事業	・正しい知識の普及啓発、予防教育	正しい知識の普及啓発 ・イベントに併せて普及啓発 HIV検査普及週間（6月1～7日）、性感染症予防キャンペーン（7月～9月）、世界エイズデー（12月1日）等、イベントに併せ、パンフレット・啓発物の配布や、新聞・ラジオ・テレビ等メディアを活用し普及啓発を実施している。 ・エイズ・性感染症検査・相談体制の充実・保健所に検査に来所された機会を捉え、正しい性行動につながるような支援をしている。 予防教育 ・関係機関と連携し、思春期等若いときから正しい知識の普及に努める。 各福祉保健局で、市町村・教育委員会・学校等と連携を取り、学校祭への協力、授業に講師として出かけた等取り組んでいる。 ・出前講座・地域・職場からの要請により、福祉保健局で対応している。
○思春期健康問題プロジェクト（再掲）	・施策検討、県民に対する普及啓発、人材育成	（再掲）
○学校における性教育・エイズ教育の充実（再掲）	・手引き等を活用した、学校における性教育の推進と充実 ・性教育・エイズ教育研修会 ・性教育指導実践研修会	（再掲）
○心や性等の健康問題対策事業（再掲）	・学校に専門家を派遣、講演会等の実施 ・産婦人科医等による相談活動や直接面談の実施	（再掲）

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ピアカウンセラーについて、5年間で75人養成。各圏域で活躍中。 イベント、キャンペーン、講演会等を通して正しい知識の普及啓発は少しずつ進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 思春期の性の健康問題について、女性の健康づくり支援事業、エイズ予防対策事業と連携して推進する。 	子育て支援総室 健康政策課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 20年度実績0件。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	子育て支援総室
(再掲)	(再掲)	
(再掲)	(再掲)	
<ul style="list-style-type: none"> PR等により利用者は増加している。 不妊専門相談センター及び助成事業について県政だよりで紹介されたことにより相談者が増加している。 当事者のための不妊勉強会・相談会(夜間)については、夫婦での参加も多く、継続実施の要望が多かった。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 相談窓口の充実と連携強化のため関係機関の研修、情報交換等を実施する。 	健康政策課
<ul style="list-style-type: none"> 米子コンベンションセンターのライトアップやマンモグラフィー検診の実施、またJR中吊り広告により早期発見、予防の必要性について啓発を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 普及啓発について、継続実施。 	
<ul style="list-style-type: none"> 補助職員を配置することにより、妊娠中の女子教諭の母体保護を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き配置する。 	小中学校課 特別支援教育課

施策実施の効果及び評価	今後の事業実施に当たっての考え方	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 検査件数が増加し、普及啓発と検査体制の拡充の効果がみられる。 (19.12末 761件、20.12末 879件) 教育委員会と連携し研修会を開催。(6月24日) 各福祉保健局でも関係機関と連携をとりながら、積極的に予防活動に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 思春期対策として思春期健康問題プロジェクトと連携して事業継続。 大人対策について、普及啓発を中心にさらに強化。 	健康政策課
(再掲)	(再掲)	子育て支援総室 健康政策課 体育保健課
(再掲)	(再掲)	
(再掲)	(再掲)	

Ⅲ 男女共同参画施策の実施効果

1 第2次鳥取県男女共同参画計画に係る数値目標の達成状況

テーマA 男女共同参画の視点に立って社会の制度や慣行などを見直してみよう

項目	所管課	計画策定時	前年度末時点	直近	目標値
----	-----	-------	--------	----	-----

1 自治体、企業、団体などで物事を決めるときに男女がともに参画しよう

県の審議会等における女性委員割合	人事・評価室、男女共同参画推進課	43% H18.4	42.3% H19.4	41.9% H20.4	40%を下回らない H23
------------------	------------------	-----------	-------------	-------------	---------------

2 男だから、女だからと決めつけないで、男女がともに自分らしく生きるため、考え方を改めてみよう

男女共同参画を知っている県民の割合	男女共同参画推進課	57% H16	57% H16	57% H16	100% H21
性別によって役割を固定する考え方に同感しない県民の割合		46% H16	46% H16	46% H16	80% H21
男女共同参画人材バンク登録者数	男女共同参画センター	168人 H18.4	173人 H20.2	92人 H21.3	200人 H23

3 様々な分野で男女共同参画社会を進めよう

女性消防団員数	消防チーム	95人 H20.4		113人 H21.3	250人 H23
男女共同参画推進行動計画策定市町村	男女共同参画推進課	12市町村 H18.8	13市町村 H20.2	17市町村 H21.3	19市町村 H23
男女共同参画推進条例制定市町村		8市町村 H20.4		10市町村 H21.3	13市町村 H23
男女共同参画交流室設置数		12市町村 H17.4	5市町村 H20.2	7市町村 H20.4	19市町村 H23

4 自治会など地域社会での男女共同参画を進めよう

女性の自治会役員割合	男女共同参画推進課	2.4% H19.4		2.7% H20.4	5.0% H23
------------	-----------	------------	--	------------	----------

テーマB 職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

項目	所管課	計画策定時	前年度末時点	直近	目標値
----	-----	-------	--------	----	-----

1 男女がともに能力を発揮できる職場環境をつくろう

男女共同参画推進企業認定企業数	男女共同参画推進課	24社 H18.9	174社 H20.3	194社 H21.3	350社 H20
職場のセクシュアルハラスメント防止対策実施率	男女共同参画推進課、経済・雇用政策総室	64% H17	70% H18.8	70% H18.8	100% H23

2 仕事と家庭を両方大切にしよう

ファミリー・サポート・センター等設置市町村数	子育て支援総室	8市町村 H17	8市町村 H19.4	10市町村 H21.3	19市町村 H23
介護休業制度普及率		78% H17	85% H18.8	85% H18.8	100% H23
女性育児休業取得率(従業員10~29人)	男女共同参画推進課、経済・雇用政策総室	54% H17	41% H18.8	41% H18.8	70% H23
男性育児休業取得率		0% H17	0.2% H18.8	0.2% H18.8	10% H23
男性県職員(知事部局)の育児休業取得率	人事・評価室	2.40% H17	4.88% H19	4.06% H20	10%以上 H21

目標値の考え方	20年度の取り組み状況	今後の見通し
---------	-------------	--------

引き続き監視	「附属機関委員選任基準」により、委員の男女比率の構成について基準を設定し、委員の選任に当たっては、目標値を下回らないように審査している。	目標値を下回らないよう引き続き監視していく。
--------	--	------------------------

	2次計画のPRをはじめ、センターと共同した普及啓発活動実施。	21年度意識調査の実施に向け、引き続き普及啓発活動を実施する。
	2次計画のPRをはじめ、センターと共同した普及啓発活動実施。	21年度意識調査の実施に向け、引き続き普及啓発活動を実施する。
	センター開催講座等の受講者への登録勧誘。併せて、登録情報の精査を行ったため、登録者数が大幅に減となった。	機会を捉え、目標値に向けて引き続き登録勧誘を実施する。

H20追加指標	市町村の取り組みを支援するため、市町村交付金を活用した支援事業を実施。	市町村の取り組みを支援するため、防災危機管理対策交付金を活用した支援事業を実施。
全市町村	該当市町村に対し個別に状況確認中。	機会を捉え、個別に働きかけを行う。
H20追加指標	全県条例化を考える会の活動と併せて、未制定の市町村を個別に訪問。	機会を捉え、個別に働きかけを行う。
全市町村	該当市町村に対し個別に状況確認中。	市町村課長会議等を通じて働きかけを行っていく。(ただし、現状では市町村での設置ニーズは少ない。)

H20追加指標	自治会づくりのリーダーを養成するための講座を開催。	市町村、関係者に対する説明会を通して、普及啓発を図る。
---------	---------------------------	-----------------------------

目標値の考え方	20年度の取り組み状況	今後の見通し
---------	-------------	--------

	ロゴマークの作成、認定企業の中から優れた取り組みや、ユニークな取り組みをしている企業の表彰によるPR。	建設業以外の企業等への働きかけ。県出資法人、県立施設の指定管理団体等への取り組み促進。
	認定企業制度を通じた事業所への働きかけ。	認定企業を事業所へ働きかける中で実施していく。 →H21男女共同参画推進課、雇用人材総室

全市町村	未設置市町村に対する設置促進。 ※岩美町と日南町は、町独自でファミリー・サポート・システムを実施。	事業実施市町村が増えるよう促進に取り組む。子育て家庭の具体的な要望を引き出せば設置が進むと見込む。
	認定企業制度を通じた事業所への働きかけ。	認定企業を事業所へ働きかける中で実施していく。 →H21男女共同参画推進課、雇用人材総室
全体平均並み	認定企業制度を通じた事業所への働きかけ。	認定企業を事業所へ働きかける中で実施していく。 →H21男女共同参画推進課、雇用人材総室
	認定企業制度を通じた事業所への働きかけ。	認定企業を事業所へ働きかける中で実施していく。 →H21男女共同参画推進課、雇用人材総室
引き続き取得促進のための意識啓発等を進める。	「子育て応援メッセージ」などで、制度周知や意識啓発などの情報発信を行っている。	現在の取組みを継続し、引き続き男性職員の取得促進を図る。

項目	所管課	計画策定時		前年度末時点		直近		目標値	
県職員(知事部局)年次有給休暇の1人当たり年間平均取得日数	給与室	10.2日	H17	11.2日	H18	10.8日	H20	12日	H21
県職員(知事部局)の時間外勤務削減(年間360時間以上の時間外勤務を行った職員割合)		12.7%	H19			17.9%	H20	10%	H24
男性教職員の育児休業取得率	教育総務課	1.10%	H17	1.80%	H19	1.74%	H20	10%以上	H21
教職員1人当たり年次有給休暇年間平均取得日数		10.2日	H17	10.7日	H19	9.5日	H20	15日以上	H21
職員(教育委員会事務局)の時間外勤務削減(年間360時間以上の時間外勤務を行った職員割合)		20.2%	H19			19.5%	H20	15%	H24
男性県立病院職員の育児休業取得率	病院局総務課	0%	H19			0%	H20	10%	H24
県立病院職員1人当たり年次有給休暇年間平均取得日数		7.8日	H19			8.6日	H20	12日	H24
県立病院職員の時間外勤務削減(年間360時間以上の時間外勤務を行った職員割合)		12%	H19			11.6%	H20	10%	H24
男性警察職員の育児休業取得率	警務課	0%	H19			0%	H20	10%以上	H23
警察職員1人当たり年次有給休暇年間平均取得日数		5.5日	H19			5.2日	H20	8日以上	H23
鳥取県家庭教育推進協力企業	家庭・地域教育課	52社	H19.2	126社	H20.3	180社	H21.3	230社	H21
保育所に対する支援事業 ・延長保育 ・一時保育	子育て支援総室	2000人 194人 39カ所		11,752人 (延人数) 40カ所	H20.2	一時保育 10,296人 (延人数) 45カ所	H21.3	2106人 410人 59カ所	H23
放課後児童クラブ(クラブ数)		113クラブ	H18.6	120クラブ	H20.1	123クラブ	H21.3	118クラブ	H21

3 農林水産業、商工業などの自営業でも男女共同参画を進めよう

農協における女性正組員割合	農政課	17.1%	H18.6	17.6%	H20.1末	17.8%	H21.1末	30%	H23
農協の支店における女性運営委員割合		10.0%	H18.3	11.6%	H20.1末	10.8%	H21.1末	20%	H23
農協における女性総代割合		6.8%	H18.3	6.7%	H19.1末	7.0%	H21.1末	8.0%	H23
農協における女性役員数		10人	H18.3	7人	H20.1末	7人	H21.1末	10人	H23
指導農業士に占める女性の割合	農林総合研究所	34%	H18.3	34%	H20.3末	34%	H21.3末	40%	H23
家族経営協定締結農家数		125組	H18.3	137組	H20.3末	178組	H21.3末	170組	H23

目標値の考え方	20年度の取り組み状況	今後の見通し
引き続き取得促進のための意識啓発等を進める。	ゴールデンウィーク、夏季等に年次有給休暇の取得促進に向けた通知及び啓発チラシを配布している。	現在の取組みを継続し、引き続き年次有給休暇の取得促進を図り、目標値に達するよう努める。
H20追加指標	膨大な時間外勤務を行っている職員がいる所属名について庁内で公開し、注意を促している。また、21年2月から若手職員による時間外勤務削減ワーキングチームを立ち上げ、時間外勤務縮減に向けた方策の検討を行っている。	従来の取組を継続するとともに、ワークライフバランスの向上に向けたモデル所属における取組みの検討及び実施、優秀取組の全庁への展開を図っていく。
引き続き取得促進のための意識啓発等を進める。	校長会、事務長会などの機会を捉えて、男性教職員への制度周知を図るよう説明するとともに、子育て体験事例などを掲載した福利室の広報紙を活用して周知を図っている。	現在の取組みを継続し、引き続き男性職員の取得促進を図り、目標値に達するよう努める。
引き続き取得促進のための意識啓発等を進める。	各所属長及び職員に対して、休暇の取得しやすい環境づくりに努めること、休暇取得目標を設定することなど、積極的に年次有給休暇の取得促進を図るよう働きかけている。	現在の取組みを継続し、引き続き休暇の取得促進を図り、目標値に達するよう努める。
H20追加指標	各所属ごとに時間外勤務の目標時間の設定を行うなど、時間外勤務の縮減について働きかけている。	現在の取組みを継続し、引き続き時間外勤務の縮減を図り、目標値に達するよう努める。
H20追加指標	子育て応援メッセージなどによる職員への制度周知などの情報発信を行っている。	引き続き、制度周知等に取り組む。
H20追加指標	夏休み期間中などに積極的に取得するよう声かけを行うなど、積極的な年次有給休暇取得を働きかけている。	引き続き、年次有給休暇取得促進を図り、目標達成に努める。
H20追加指標	医師、看護師の確保対策を継続して行っている。	引き続き看護師等確保を行い、職員の負担軽減を図り、目標値達成に努める。
H20追加指標	職員が安心して子育てのできる職場づくりを推進するため、各所属を通じて育児に関する休暇制度の周知を図った。	現在の取組みを継続し、引き続き男性職員の取得促進を図り、目標値に達するよう努める。
H20追加指標	各所属長及び職員に対して休暇制度の周知を図るとともに、休暇を取得しやすい環境づくりに努め、年次有給休暇の取得促進を図った。	現在の取組みを継続し、引き続き休暇の取得促進を図り、目標値に達するよう努める。
H20目標値引き上げ	協力企業開拓のための企業・事業所への働きかけ。	協力企業の目標数を180社に設定し、引き続き協力企業の増加に努める。
全保育所が実施	15市町、45施設で実施。	未実施の町村でのニーズを確認しながら促進に取り組む。
市町村の設置予定数	放課後児童クラブの設置を促進するため、補助を行う。	放課後児童クラブの設置を促進するため、補助を行う。

	農業従事者の高齢化等により各農協とも正組合員数が減少しており、大幅な向上は難しい状況。1戸複数正組合員制の普及に向けて、引き続き啓発、推進を図る。	農業従事者の高齢化等により各農協とも正組合員数が減少しており、大幅な向上は難しい状況。1戸複数正組合員制の普及に向けて、引き続き啓発、推進を図る。
	正組合員に占める女性の割合に見合うものとなるよう、引き続き啓発、推進を図る。	正組合員に占める女性の割合に見合うものとなるよう、引き続き啓発、推進を図る。
農協、基幹支所5名程度の登用	JAグループは総代への女性参画目標を5%としており、いずれの総合農協も目標を達成している。目標値の見直しを含めて、引き続き各農協に啓発、推進を図る。	JAグループは総代への女性参画目標を5%としており、いずれの総合農協も目標を達成している。目標値の見直しを含めて、引き続き各農協に啓発、推進を図る。
各農協3名以上を目指す。専門農協への働きかけ。	総合農協は合併や役員定数の見直しにより、農協の役員総数は大幅に減少しており(H18:164→H21:119)、当初の目標値の達成は困難。引き続き各農協3名以上を目指して啓発、推進を図る。	各農協3名以上を目指して啓発、推進を図る。
条例に基づき、審議会等への4割以上の登用に準ずる。	指導農業士の認定に当たって、女性農業者のリーダーに働きかけを実施。現状値は、平成20年1月に、認定された女性の指導農業士の数値であり、次回の認定(平成23年1月)まで同じ数値で推移。	女性の進出が難しい分野であり、また、女性従業者も指導的な者が少ないことから、目標達成は難しいが、次回の認定時に女性の指導農業士の推薦について関係者に協力を得るよう心がける。
毎年8組程度締結	目標値を達成するため年次別目標値を設定し推進。	家族経営協定の推進方策を作成し、農家の経営改善の一環として活動強化をはかる。普及所の職員の研修会の開催や関係機関等との連携を強化し、活動していく予定。

項目	所管課	計画策定時	前年度末時点	直近	目標値
女性起業グループ数	農林総合研究所	65組織 H18.3	77組織 H20.3末	77組織 H21.3末	80組織 H23
生産部役員(役員)		6.0% H18.3	6.5% H20.3末	6.4% H21.3末	10% H23
生産部役員(生産指導員)		4.6% H18.3	3.6% H20.3末	3.7% H21.3末	10% H23
農業委員に占める女性の割合(選任委員中女性の割合)	経営支援課	23% H18.3	23% H19.3末	25% H20.10	40% H23
女性認定農業者数		16人 H18.3	29人 H19.3末	48人 H20.6末	60人 H23
女性漁業士数	水産課	0人	0人 H19.12	0人 H21.3	1人 H23

4 男女共同参画の視点に立って高齢者や障害者が安心して暮らせる社会にしよう

バス車両のバリアフリー化(低床バス)	交通政策課	29% H18.10	32.4% H20.3末	40.1% H21.3	45% H23
建築物のバリアフリー化(適合率の向上・公共)	景観まちづくり課	- H19		100% H20	95% H23
建築物のバリアフリー化(適合率の向上・民間)		33% H19		60% H20	75% H23

テーマC 女性の人権が擁護され、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう

項目	所管課	計画策定時	前年度末時点	直近	目標値
2 女性の健康を支援していこう					
乳がん検診受診率	健康政策課	24.0% H16	31.7% H17	26.1% H18	40% H23
子宮がん検診受診率		20.6% H16	26.4% H17	23.8% H18	40% H23

目標値の考え方	20年度の取り組み状況	今後の見通し
毎年3組織程度増加を目指す。	農林水産業に従事している女性等で構成され、農産加工、農村食堂、直売所、給食施設への食材提供等で活動している集団で、年間101日以上、100万円の売上げを行っている活動が対象。普及所では、対象を重点化するなどして計画活動や、要請活動で支援。	起業活動の発展段階に応じた支援により、継続、安定的な活動に発展し、地域に貢献できるよう引き続き支援していく。
	農林業に従事する女性を含む生産部、生産グループ等に対して、生産技術や知識の向上を図るための研修会を開催。	継続して生産技術、知識の向上を図り、実践活動に結びつくことにより、初期の目標に近づきよう支援する。さらに、指導的な立場として活躍ができるよう働きかける。
役員に準じる。	農林業に従事する女性を含む生産部、生産グループ等に対して、生産技術や知識の向上を図るための研修会を開催。	継続して生産技術、知識の向上を図り、実践活動に結びつくことにより、初期の目標に近づきよう支援する。さらに、指導的な立場としての活躍が出来るよう働きかける。
	平成20年7月6日の統一選挙時の改選に向けて、農林水産省経営局長通知(H20.3.11)で女性の農業委員会への参画促進について通知され、各市町村へは平成20年3月27日付で同内容について通知。	引き続き啓発、推進を図る。
年間10名程増加を目指す。	各市町村担い手育成総合支援協議会等で、経営改善計画認定制度の活用を希望する農業者に対して制度の説明、活用などについて助言・支援を行っている。	引き続き啓発、推進を図る。
	・平成17年に鳥取県指導漁業士認定事業実施要領を、漁業者でなくとも漁業に従事している女性も漁業士の対象となるよう改正した。平成20年には女性部活動が盛んな地区の主だった女性に漁業士のPRを行ったが、辞退が相次ぎ、漁業士認定まで至っていない。	継続して、漁業士のPRを行い、漁村女性の漁業士活動への参加を働きかける。

H20目標値の時点更新	国庫補助対象路線を運行する低床バス購入に対して、国と協調してバス事業者に補助を行っている。	各事業者に対して低床バスの導入を働きかけるとともに、国に対して国庫補助金額の確保を要望する。
H20追加指標	福祉のまちづくり条例の改正(H20.10.1施行)により、一定規模・用途の建築物に適合を義務化。	目標は達成しているが、引き続き啓発、推進を図る。
H20追加指標	福祉のまちづくり条例の改正(H20.10.1施行)により、一定規模・用途の建築物に適合を義務化。適合建築物に対する助成(国庫補助、県費補助)を行った。	引き続き啓発、推進を図る。

目標値の考え方	20年度の取り組み状況	今後の見通し
H20目標値の変更	患者団体が行うイベントに併せてJR車内広告等による普及啓発活動を実施しました。各市町村の受診率向上に係る取り組み状況を把握し、市町村へ受診率向上について働きかけを図った。	患者団体が例年西部で実施している普及啓発イベントのほかに、東部地区においてもイベントを開催し普及啓発の強化を図る。
H20目標値の変更	患者団体が行うイベントに併せてJR車内広告等による普及啓発活動を実施しました。各市町村の受診率向上に係る取り組み状況を把握し、市町村へ受診率向上について働きかけを図った。	患者団体が例年西部で実施している普及啓発イベントのほかに、東部地区においてもイベントを開催し普及啓発の強化を図る。

2 評価・今後の課題

県では、平成13年7月に策定した鳥取県男女共同参画計画（計画期間：平成13～18年度）の後を受け、「第2次鳥取県男女共同参画計画」（計画期間：平成19～23年度）を平成19年3月に策定しました。

計画の見直しにあたっては、少子高齢化を背景に、家庭の力や地域社会での支え合いが以前に比べかなり弱くなっている状況を踏まえ、家庭や地域の役割や力を回復させるため、女性はもちろん、男性の働き方の見直しが重要であると考えました。また、住民自治の現場で、家庭や地域社会の役割が大切にされ、地域や家庭で男女共同参画の取組がより一層深まるよう重点をおいて策定しました。

さらに、「鳥取県の目指す男女共同参画社会の姿」を計画の冒頭に掲げ、この計画が県民の皆さんに十分に理解・納得されて具体的な行動の指針となるよう、県や市町村、自治会などの各種団体がそれぞれの役割を分担し、連携しながら進めていくこととしています。

平成20年度は、計画策定時に設定した数値目標を再度点検し、指標の追加や見直しを行いました。

各種施策の成果が認められるものもありますが、行政自らが更に尽力しなければならない課題、県民の皆さんに広く認識いただき、多方面の理解を得ながら取り組んでいくべき課題は多く残されています。

以下、テーマ別に評価と課題を記します。

<テーマA>男女共同参画の視点に立って社会制度や慣行などを見直してみよう

【評価】

県の審議会等委員に占める女性委員の割合は4割を維持し、議会議員や各種行政委員会委員など、行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画は着実に推進されています。

市町村では、17の市町村で計画が策定され、条例を制定した市町村が半数を超えるなど取組が進められています。

男女共同参画センター“よりん彩”などで幅広いテーマでの啓発を実施し、男性を対象とした講座のほか、自治会の活動事例集を活用した地域リーダーの養成を行いました。

また、防災・復興分野では、地域の防災活動への女性の参画を推進する取組により、女性消防団員が着実に増加しています。

【課題】

市町村では自治体間での温度差が明確であり、地域の実情に応じた施策の推進など、住民に最も身近な市町村の取組が進むよう、引き続き県として働きかけ、サポートをしていくことが必要です。

地域における方針決定過程への女性の参画状況は、分野により大きく偏りが見られ、背景には依然として男女の固定的役割分担意識が残っているものと思われます。自治会活動への女性の参画など、地道な啓発を続けていくことが必要です。

引き続き、男女共同参画への「気づき」、男女ともに専門知識や実践ノウハウを学ぶ機会を設け、男女共同参画の理解者の裾野拡大と地域のリーダーの養成、人材バンク登録者の充実と一層の活用に取り組んで行かなければなりません。

＜テーマB＞職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう

【評価】

男女ともに能力が発揮でき、働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む事業所を認定する「鳥取県男女共同参画推進企業」、事業所との連携により子育て環境を整備しようとする「鳥取県家庭教育推進協力企業」はいずれも数が伸びており、時間外・延長保育や放課後児童クラブなど、仕事と子育ての両立に向けた支援も引き続き進められています。

仕事と家庭生活や地域活動、趣味・学習といった様々な活動を自分の希望するバランスで行うことができる、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現するための取り組みに着手し、経営者や労働者団体などと意見交換した結果を次年度施策に反映しました。

農林水産分野では、農業における「家族経営協定締結数」や「女性認定農業者数」が大幅に増加してきています。

交通機関や建築物におけるバリアフリー化も着実に進んでいます。

【課題】

本県は女性就業率が高く、事業所規模では中小企業がほとんどであり、また農林水産業への従事者も多いことから、これらを前提とした職場や家庭の環境づくりを考えなければなりません。また、雇用形態も多様化し、経済状況が悪化するなか、男女ともにパートやアルバイト、派遣や契約社員が増えています。

事業所における育児・介護休業制度の整備は徐々に進んできていますが、制度の利用実態は明らかでなく、まだ十分であるとは言えません。男女がともに働きやすい職場づくり、ワーク・ライフ・バランスの取り組み、男女共同参画推進企業認定制度などを、事業所規模・業種を問わず広く普及し、定着させていかなければなりません。

農林水産・商工業などの自営業分野においては、農業の分野で指標の一部が徐々に伸びつつあるものの、全般的には働きかけが非常に難しい状況にあり、地道な啓発活動が必要です。

また、少子化対策を中心とした次世代育成支援に加え、高齢者社会に対応した取組も重要度が増していくことから、官民の連携や一層の協力のもと、男女共同参画社会の実現を目指していく必要があります。

＜テーマC＞女性の人権が守られ、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう

【評価】

DV被害者の支援について、関係機関・民間団体等が相互に連携・協働するにより、相談から保護、自立の支援まで各種施策が実施されています。また、加害者・被害者ともにDVに関する知識が不足していると考えられることから、地域で広く啓発活動を行っていくよう、教材の作成と講師の養成に取り組みました。

保健所におけるHIV抗体検査件数は年々増加しており、啓発活動の効果がみられます。

【課題】

福祉相談センターなどに寄せられる女性相談のうち、DVに係る相談が3割程度を占めており、今後も被害者支援の取組と制度の周知を続ける必要があります。また、暴力の潜在化や2次被害、恋人間におけるデートDVなどを防ぐためにも、一人ひとりが正しい知識を得る機会を設けていくことが必要です。被害者にも加害者にもならないための、DVの未然防止に係る教育や啓発等の施策に力を入れていく必要があります。

本県は人工妊娠中絶の実施率が全国と比べ高い数値で推移しており、思春期からの健康管理や各種検診の必要性について理解を深め取組を続けていくことが必要です。

第2次鳥取県男女共同参画計画

平成19年3月

第1章 計画の基本的な考え方

1 鳥取県が目指している「男女共同参画」社会の姿

男女共同参画社会とは、

女性も男性も高齢者も若者も、
 家庭・地域・職場のあらゆるところで

- ・一人一人の人権が大切にされ
- ・「人」として個性と能力が十分に発揮でき
- ・自分にできることは自分で責任を持って取り組み
- ・できないところは、家庭や地域や社会の制度で支え合って

心豊かに、いきいきと伸び伸びと暮らせる社会です。

家庭では

- 男性も家事・育児などに参加し、家族全員が協力し助け合ってください。
- 男性が高齢化社会に対応して、終生をいきいきと生活するためには、自分自身の身の回りのことを自分でできることと、それを基本として周囲の人を手助けできることが大切です。
- 男女がお互いの人格を尊重し、お互いの立場を理解して助け合うことが大切です。女性の社会での活躍の機会が増える中、今までのように、家事・育児・介護を女性に任せるのではなく、家族ぐるみでの協力が必要です。
- もちろん、ドメスティック・バイオレンスといわれる配偶者などからの暴力を始め、子どもや高齢者に対する虐待などがあってはなりません。

地域では

- 女性も男性も高齢者も若者も、みんなが自治会などの地域活動やPTA活動、防災活動に参画し、暮らしやすい地域を作ります。
- 今後、地方分権が進むに伴って、住民自治（その地域の課題について、役所任せではなく、その地域の住民の意思と責任で解決していくこと）の充実が求められていきます。高齢者のこと、福祉のこと、子どもたちのことなどその地域の課題を考えるとときには、常に男女共同参画の視点が大切です。
- 地域のことを話し合う際に、男性ばかりだと「子育てや介護は女性の仕事」「ゴミ・リサイクルなどの環境問題には関心がない」など議論される事柄や内容が偏ることも考えられます。住民は「老若男女」で構成されているので、代表者が話し合いをするときに同じような構成であれば、住民の意見がうまく反映されるでしょう。
- 子どもたちや高齢者のことも家庭内だけのことと考えず、地域ぐるみや制度で支え合い、みんなが助け合うことで、暮らしやすい地域が実現します。

学校では

- あらゆる場面で、「男女共同参画」の視点に立った教育が行われます。
- 性別にとらわれないで、一人一人の個性を伸ばす教育が行われます。
- 教育は、社会で生きる力を養うことが大切であり、単なる知識の暗記や正解探しではなく、多様性を認め合うことや、人権を認め合うことが身近な実践に結びついていく重要なことです。
- このため、学校、家庭、地域がより一層連携して、未来の地域社会を担う子どもたちの教育を充実する必要があります。

→ 小・中学校での教育は、子どもたちの人格形成に大きな影響を与えることから、小・中学校での「男女共同参画」の視点に立った教育は、重要です。

また、子どもたちが、普段、身近に接している学校や地域、家族の男女共同参画についての考え方は、子どもたちが大人になってからの考え方に大きな影響を与えます。したがって、その大きな柱である学校において、「男女共同参画」の視点に立った教育をきちんと行うことが重要です。

(参考)

本県では、人権尊重の視点に立って男女平等意識の確立を図るため、あらゆる場面で男女の人権が尊重される教育を「男女共生教育」として推進しています。

男女共生教育の推進【鳥取県人権教育基本方針（平成16年11月）より抜粋】

すべての子どもが、性別にとらわれることなく、一人一人の違いやよさを認め、あるがままの自分を大切に自立者として生きていくことは重要なことです。そのためには、自分の役割を認識し、自分の周りにいる男女が共に支え合って生きていくことを学習する男女共生教育の推進が必要です。

職場では

- 自分の意思によって、男女かかわりなく「人」として能力を発揮できる職場環境となっています。
 - 例えば、女性だからという理由だけで営業職は無理と決めつけてその人がもっている能力を活用しないことは、有能な人材がいるのに、ふさわしい仕事をさせないということになり、企業にとって大きな損失です。
 - また、企業の顧客の半分は、女性です。営業方針や販売戦略を女性と一緒に考えることは、よりお客さまの立場に立った営業活動ができます。逆にもし、女性が携わっていないと、女性からの視点を欠いた、お客さまにとって不満の残るものになり、企業にとって営業・販売戦略で遅れをとることになりかねません。
- 男性も働き方に対する考え方を変え、仕事中心から、家庭や地域活動とのバランスのとれた働き方をします。
 - 近年では、核家族化が進み、地域社会の結びつきも以前より弱くなるなどの傾向が見られますが、子どもたちや高齢者を取り巻く様々な課題を考えていく上で、家庭や地域の役割は重要であり、女性も男性も積極的に家庭や地域での役割を果たすことが求められます。
 - また、女性の社会での活躍の機会が増える中、男性も家庭や地域社会に積極的にかかわることが必要です。そのためには、男女がともに職場における働き方を見直すことが必要で、企業も、従業員が時間や場所にとらわれない様々な働き方が選べるよう勤務形態を考えることが必要です。男性にとっても、育児参加をすることにより仕事にも意欲的になったり、育児や家事を通じて新たなマネジメント力やリスク管理能力が身につくなど視野が広がり、新しい社会への対応能力を取得できることとなります。

企業のメリット

- ① 優秀な人材が確保でき、定着します。
 - 子育て世代の男性の多くは、仕事も家庭も大切にしたいと考えています。仕事と家庭のバランスがとれるようなライフスタイルが実現できる職場環境にすることは、優秀な人材の確保・定着につながります。
- ② 労働意欲や生産性の向上につながります。
 - 育児時間を確保するためにメリハリのある働き方をし、質の高い仕事をしたり、育児休業など育児参加で仕事から離れる時間を持つことにより、新たな視点（発想）を商品開発に活かすなど、従業員が意欲と能力を発揮することができます。
- ③ 効率化のきっかけになります。
 - 育児時間の確保や短時間勤務など働き方が選べることにより、限られた時間で効率的に働くよう仕事の進め方などを見直すきっかけとなります。

(参考)

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

男女共同参画社会の形成（第2条第1号）

男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することという。

鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）

男女共同参画（第2条第1号）

女性と男性が、個人として尊重されるとともに、性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できる機会が確保されることにより、社会のあらゆる分野において対等に活動し、かつ、責任を分かち合うことをいう。

2 計画策定の趣旨

(1) 考え方

現状では、家庭の力や地域社会での支え合いが以前に比べかなり弱くなっていることを踏まえ、家庭や地域の力を回復させるため、女性はもちろん、男性の働き方を見直すことが重要です。また、住民自治の現場で、家庭や地域社会の役割が大切にされ、地域社会や家庭での「男女共同参画」の取組がより一層深まるよう重点をおいて記述しました。

(2) 留意したこと

この計画は主人公たる県民に理解・納得され、具体的な行動指針として、役所の書架に眠るのではなく、県民の手元にあるべきものです。そのため、分かりやすい言葉を使うよう心がけ、「啓発」「推進」などの言葉は、本文中ではなるべく使わないように配慮しました。

(3) 現状と課題

国

- 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）
- 男女共同参画基本計画【第1次】（平成12年12月 閣議決定）
- 男女共同参画基本計画【第2次】（平成17年12月 閣議決定）

鳥取県

- 鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号 議員提案）
- 鳥取県男女共同参画計画【第1次（平成13年度～18年度）】（平成13年7月策定）
- ＜3つの基本テーマ、12の重点目標、46の具体的取組＞
- 基本テーマ1 女性の権利が擁護され、男女が共に主体的に生きる権利の確保
- 基本テーマ2 男女共同参画を進めるために必要となる制度、条件、慣行等の是正及び整備
- 基本テーマ3 職場、家庭及び地域において男女が多様な生き方を選択できる社会の実現

過去5年間の結果

《進展が見られた事例》

- 「男女共同参画社会」という言葉を知っている県民の割合
平成11年 28.5% → 平成16年 56.5%
(平成16年度鳥取県男女共同参画意識調査)
- 男女共同参画計画を策定した市町村
平成12年 6市町村(39市町村中) → 平成18年 12市町村(19市町村中)
- 県審議会等における女性の委員割合
平成13年 30.0% → 平成18年 43.3% (全国1位)
- 家族経営協定を締結した農家数
平成11年 63組 → 平成17年 123組

《いまだ不十分な事例》

〔表1〕「男性の方が優遇されている」と思う人の割合

項目		平成11年	平成16年
家庭	男性	54%	47%
	女性	68%	68%
地域	男性	56%	43%
	女性	64%	60%
職場	男性	64%	61%
	女性	72%	68%

〔表2〕「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考えに反対する人の割合

性別	平成11年	平成16年
男性	33%	38%
女性	47%	52%

(平成16年度鳥取県男女共同参画意識調査)

〔表3〕女性の育児休業取得率 (実際の取得者/取得可能者)

項目	平成12年	平成17年
従業員30人未満	40.0%	53.8%
全規模	71.4%	70.2%

〔表4〕男性の育児休業取得率 (実際の取得者/取得可能者)

項目	平成12年	平成17年
全規模	0.1%	0.0%

(平成17年度鳥取県労働条件等実態調査)

◎ 「男女共同参画」という「言葉」は県民の皆さんに徐々に知られてきており、市町村の行政でもかなり取り上げられているものの、県民の皆さんにその内容やイメージは、十分伝わっていないと思われます。また、家庭、地域、職場において「男性優遇とを感じる人が多い」ことから、男女共同参画が十分進んでいないと思われます。

第2次計画では、こうした課題があることを考えて男女共同参画社会がなるべく早く実現するよう施策を進めていきます。

3 重点的に取り組む点

数字からみた本県の特徴は、「一人の女性が一生に何人子どもを産むか(合計特殊出生率)」「一世帯に何人で暮らしているか」「女性が職に就いている割合はどのくらいか(女性就業率)」は、全国平均より高く(多く)、鳥取の女性は仕事に、子育てに頑張っている姿が見えてきます。

しかし「一人がどれくらいの時間働いているか(総労働時間)」という数字は、全国平均を上回る長さで、しかも「一世帯で一か月にどれくらい収入があるか(世帯所得)」という数字は、全国平均を下回っているという厳しい現実があります(表5参照)。

今後は、こうした本県の特徴を考慮して、家庭、地域、教育現場、職場のそれぞれで、男女共同参画ということを中心にみんなで一緒に考えて勉強していけるような雰囲気づくりが必要です。

平成16年度鳥取県男女共同参画意識調査の結果、「家庭」「地域(自治会)」「職場」では、女性の多くが「男性の方が優遇されている」と考えています(前のページの「いまだ不十分な事例」表1～4参照)。また、同じく、この調査では「今後、鳥取県で男女共同参画を進めていくためには行政は特にどのようなことに力

を入れてくべきか」という問いには、「子育て、介護にいろいろな支援をしてほしい」「男女平等というものの見方をする教育や学習」「(理由もなく女性や男性の役割を決めつけたような)慣習の見直し」という回答が多く見られました。

子育てや介護については、「男だから…女だから…」とか「子どもをとるか、職業をとるか」ではなく、いろいろな方法が選べるようにしていくことが必要です。

〔表5〕

項 目	鳥取県 (全国順位)	全国平均	調査時点
1 合計特殊出生率	1.47 (第8位)	1.26	H17
2 1世帯当たり人員	2.90人 (第9位)	2.58人	H17
3 世帯所得 (月平均)	266,433円 (第34位)	299,380円	H16
4 総実労働時間(1人平均月間)	160.7時間 (第9位)	153.3時間	H16
5 女性就業率	49.9% (第6位)	45.5%	H17

このようなことから、第2次計画では大きなテーマとして次の3つを掲げました。

- A 男女共同参画の視点に立って社会の制度や慣行などを見直してみよう。
(女性も男性も一緒に仲良く助け合って暮らしていけるように、世の中の仕組みや教育を考えていきましょう。)
- B 職場、家庭及び地域においてだれもが多様な生き方を選べる社会にしよう。
(様々な選択肢が用意され、その中から、能力を発揮できる自分にあった一番良い方法が選べるようにしましょう。)
- C 女性の人権が擁護され、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう。
(女性を始めとする、一人一人の人権が大切にされ、心豊かに伸び伸びと暮らせる社会にしましょう。)

4 役割分担の方向

また、計画を作り実行するに当たっては「誰が(どこが)」「どういうことを」するのが、一番ふさわしいかを考えました。まず、この計画が、主人公たる県民に十分に理解・納得されて具体的な行動の指針になることが必要であり、役所の書架に眠るのではなく、県民の手元にあることが必要です。また、「県」と「市町村」と「民間団体」がそれぞれの役割を分担し、連携しながら着実に進めていくことが重要です。したがって、次のとおり今後の役割分担の方向を整理しました。

○ 県

第2次鳥取県男女共同参画計画を定めその進み具合を管理するとともに、鳥取県男女共同参画審議会の議論などによる施策の総合的な体系付けを行います。また、市町村へは、条例制定や計画づくりを通じて、住民一人一人が意識してよく考え、理解していただくよう強く働きかけます。

- (1) 「社会教育」「学校教育」「企業」の場で、男女共同参画の考え方を取り入れた研修を効果的に行っていただくように働きかけをします。また、県としては、企業向けの研修や地域(自治会)及び企業で中心となって活動していただくリーダーの養成のための研修を行うとともに、市町村、地域(自治会)、民間団体などが自ら進んで行う活動に積極的に協力します。
- (2) 県は、相談業務に携わる方(特に、民生委員、児童委員、人権擁護委員、保健師、医療機関の方などは行政の中で担当している省庁・部局が違うため「男女共同参画」に関する研修が受けにくい)を対象とした指導・研修などを行います。
- (3) 県は、市町村や民間団体の主体的な取組みを支援します。また、意見交換をするなど意思の疎通を図り、情報を共有します。
- (4) 「鳥取県男女共同参画推進員(県民からの苦情を受けて行政や制度に関する苦情を調査し処理する)制度」を市町村、企業、民間団体などにもっと知っていただき利用していただくよう働きかけます。

け、県民にとって身近な存在となるよう努めます。

- (5) 男女共同参画についてみんなで一緒に考え勉強する活動や、配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対応などについて、民間団体の活動を応援し協力していきます。

○ 市町村

住民に最も身近な基礎的自治体である市町村は、地域の実情に応じて、県や民間団体と連携をとりながら、男女共同参画の取組を進め、住民や自治会が男女共同参画について勉強し考える機会を増やし、働きかけていくことが必要です。また、市町村は、男女共同参画について住民からの様々な相談が集まるところでもあり、男女共同参画の視点は、市町村行政に欠かせません。

しかし、現状は、首長や担当者の熱意により取組姿勢に大きな差が見られ、それが結果的に市町村の行政に反映される傾向があります。市町村は、条例制定や計画づくりなどを通じて、住民一人一人が意識してよく考え、理解していただけるよう強く働きかけていくことが求められます。

- (1) 住民に対する問題提起や研修については、いわゆる「老若男女」、会社員、自営業、学生、主婦など立場や職業によって、それぞれ課題や考え方に大きな違いがあります。このことから年代別、職業別など対象となる方々へのきめ細かい対応が求められ、特に、自治会への働きかけや民間団体と一緒にした取組が必要です。

- (2) 男女共同参画の浸透を図る上で、住民からの相談窓口は必要ですが、現状では多くの市町村で「男女共同参画」として専門の相談窓口はありません。

民生委員、児童委員、人権擁護委員、保健師、市町村の窓口などが「男女共同参画」を含む様々な相談にのる体制になっていますが、相談窓口が分散していること、研修機会がなく相談を受ける側に「男女共同参画」の視点が欠けていることなどから二次的被害（被害にあった人が、相談したことにより対応した職員などから更に精神的な苦痛を受けること）や相談機関の間で連絡が不十分で対応がらぐはぐになるなどの問題が起きやすくなっています。

市町村では、「男女共同参画」の相談窓口の整備が必要です。一方、住民に最も近いところに相談窓口があることが適当ですが、相談者にとっては逆に近すぎてプライバシーが守られるかという不安があり、行政側は十分な配慮が必要です。そのほか、近隣の市町村で合意ができれば、複数市町村がまとまって「男女共同参画相談窓口」を整備することも考えられます。

○ 自治会

住民が、自らの取組として主体的に住民自治（その地域の課題について、役所任せではなく、その地域の住民の意思と責任で解決していくこと）を行うためには、男女共同参画の視点を取り入れることが必要です。

現状では、公民館活動は、本来の役割である「社会教育」面で十分機能しているところが多くあります。しかし、自治会では、地域社会に無関心な傾向（自分さえよければ）や住んでいる方たちの多くが高齢化していることにより、集落の機能自体がかなり弱くなっているところもあります。また、自治会活動や地域行事には、とすれば会長や役員は、必ず男性など社会的慣習に基づく固定的な性別役割分担意識に基づいた運営が行われているところも見受けられます。

今後は、自治会の意思決定や役割分担を、性別、年齢の偏らない「老若男女」が参画する方法で進めることによって、住民の積極的な参画や地域の活性化につながると考えられます。

○ 民間団体

県民の意見や地域の実情に密着した活動が期待できるので、幅広く多くの団体での取組が求められます。現状は、市町村との連携が十分でなく活動が地域の中で十分に活かされていない場合も見受けられます。今後は、県や市町村と連携をとりながら各種の民間団体が、まちづくり、観光、環境分野など様々な分野で、男女共同参画の視点に立って多彩な活動を展開することが望まれます。

5 計画の性格

- (1) 第2次鳥取県男女共同参画計画（以下「本計画」という。）は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）及び鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）に基づいて策定す

るものです。

- (2) 本県では、平成13年7月に(第1次)鳥取県男女共同参画計画(平成13年度～18年度)を策定し、男女共同参画社会の実現に取り組んできました。本計画は第1次計画の後を受け、引き続き男女共同参画社会の実現に向けて次の5年間の計画を策定するものです。
- (3) 本計画は、男女共同参画社会の実現に向けた県の基本的な取組の方向と具体的な施策を示し、男女共同参画社会の形成を促進するための県民の指針となる行動計画です。

6 計画の期間

平成19年度～23年度(5年間)

第2章 計画の体系(省略)

第3章 計画の内容

テーマA 男女共同参画の視点に立って社会の制度や慣行などを見直してみよう。

重点目標1 自治体、企業、団体などで物事を決めるときに男女がともに参画しよう。

世の中には女性、男性、高齢者、若者など性別や年齢の異なる方々、いわゆる「老・若・男・女」で成り立っていますが、現実には起こっている困りごとなど様々な問題を話し合い、決定する場面での代表の方々は、固定的性別役割分担意識(男だから・女だから・という決めつけ)によって、まだまだ、男性が多いという実情があります。住民一人一人が輝くようなこれからの社会を作るためには、女性が政策・方針決定過程(大事な物事を決める場面)へ参画することが必要で、同じようなバランスを確保することがきわめて重要です。

「参加」ではなく「参画」

「参画」とは、単なる「参加」(その場所にいる)ということではなく、「なにか物事を決めるときメンバーになっている。」という積極的な意味があります。「女は黙っている」ではなく、みんなと一緒に考え、よく話し合っ物事を決め実行していくと、みんなが納得できて活力も増していく、そういうことだと理解してください。

①議会への女性の参画を進める。

民主主義において最も重要な政策・方針決定の場である「議会」への女性参画が進むよう、情報や勉強・学習の機会を提供します。

②審議会などへの女性の参画を進める。

県は、条例を守り、引き続き男女いずれかが4割を下回らないようにします。また、市町村や自治会などにおいても取組が進むよう情報や勉強・学習の機会を提供します。

③自治体の管理職への女性の登用を進める。

県は、性別を問わない能力・実績に基づいた女性幹部の登用を引き続き進めます。市町村においても取組が進むよう様々な情報を提供し、意識の向上に努めます。

④企業、団体、教育・研究機関、地域団体などにおいて物事を決める場面への女性の参画を進める。

県は、方針決定過程(物事を決める場面)への女性の参画拡大が進むよう、情報を提供し、意識の向

上に努めます。

⑥積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の考え方を広げる。

形だけの平等ではなく、現実に関機（チャンス）が利用できるような仕組みを広げていきます。

<主な具体的施策>

- 女性の政策決定参画のための研修会の開催
- 県内市町村における男女共同参画の状況の情報提供（印刷物等）
- 審議会等委員の選考に活用できるよう「男女共同参画人材バンク」の充実
- 県が設置する委員会等に参加する委員のための託児を実施
- 男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定、顕彰（男女共同参画推進企業認定事業）
- 企業経営者へ意識を持ってもらうよう研修機会を提供

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

差別や格差が、実際に今あるところでは、法律（男女雇用機会均等法など）を守り「平等な扱いをしていますよ」といわれても、なかなか格差が解消されるものではありません。実際に機会（チャンス）がまわってくるような仕組みが求められます。

例えば、ある企業では、いままでは「営業職に女性がほとんどいない（女性は総務や経理だけ）」「管理職は全員男性」であったとします。これを改善しようとするためには、

- ①意欲のある女性（希望者）に対して、営業職向けの研修やトレーニングを行い積極的に営業戦カとして女性の活用を図る。
- ②昇進・昇格の基準を明らかにし、女性の管理職候補者に対し研修を行う、などの具体的な行動（改善措置）が必要です。

また、審議会などの委員の数で大きな男女格差があるような場合は、格差を解消するよう選ぶ際に意識的に男女の比率を近づけるように努力することが必要です。

ただし、「積極的改善措置」は、

- ①「男女のいずれか一方」に対し行われることで、必ずしも女性に限ったものではないこと
 - ②男女のいずれにも、直接、結果の平等まで求めるものではなく（意欲、能力本位である）、研修の機会なども含めて本当の意味で機会（チャンス）を平等に与え、その結果、男女共同参画が進むこととなるものであること。
- に留意が必要です。

重点目標2 男だから、女だからと決めつけないで、男女がともに自分らしく生きるため、考え方を改めてみよう。

男女共同参画を進める上で大きな障害の一つは、私たちの考えの中に長い時間をかけて形作られてきた「性別に基づく固定的な役割分担意識（男だから…女だから…という決めつけ）」とそれに基づく社会慣行（例えば、はっきりした理由もないのに、昔からこうだと決まっていること）があります。このような考え方は時代とともに変わりつつありますが、いまだに根強く残っていることから、社会的性別（ジェンダー）の視点を意識し男女共同参画への理解をみんなに広めるためには、「教育と学習機会」と「広報・啓発活動」を充実させていくことが重要です。

固定的な性別役割分担（性別に基づく固定的役割分担）意識

個人の能力によってではなく、「女性」「男性」という性別を理由として、役割を決めつける（固定的に分ける）こと（考え方）です。

例えば、「男は仕事、女は家事・育児」「男性は主要業務、女性は補助的業務」などは、固定的な考え方により女性男性の役割を決めている事例です。

社会的性別（ジェンダー）の視点

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある一方、社会通念や慣習の中で、社会によって作りあげられた「女性像」「男性像」があり、これを「社会的性別（ジェンダー／gender）」といいます。

「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見などにつながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものです。

「社会的性別」は時代とともに変わるものですが、「男性はこういうものだ」「女性はこうあるべきだ」と決めつけてしまうと個人の能力や選択肢を狭くし、個人の能力を発揮する機会を奪う危険があります。

なお、「社会的性別」という言葉自体には良い、悪いの意味（価値）はなく国際的にも使われている言葉です。

《教育と学習の機会を充実しよう》

①学校教育での男女共同参画の視点に立った学習を充実する。

全ての教育活動を通じて男女共同参画の考え方を取り入れた活動を進め、発達段階に応じ、人権の尊重や男女平等に関する教育を充実します。また、教職員に対する研修も行います。

②様々な選択肢の中から選ぶことができる教育・学習機会を充実する。

進学・就職指導に際し、性別による固定的な職業観や進学観（人文系は女性・理系は男性など）にとらわれず、個人の希望、能力や適性を考えて進路指導を行います。

③家庭教育・社会教育において男女共同参画の視点に立った学習を進める。

家庭では、男女共同参画の視点に立って男女平等意識を高め、家族全員が協力し助け合って暮らすことの大切さを理解することが重要です。また、男女が終生をいきいきと生活するためには、健全な食生活を営む能力の養成（食育）を始め、家庭生活全般にわたる力をつけ、一人一人が自立して男女がともに自分自身の身の回りのことは自分でできるということが重要です。

このようなことから、一般住民の方々を対象とした男女共同参画の視点に立った生涯学習講座などを充実することが必要であり、講座を企画・実施する立場にあるの方々に対する研修を行います。また、様々な境遇のなかで、女性・男性を問わず「人」として能力を十分に発揮され、本県内外で評価されているが、県民に広く知られていない本県ゆかりの人物に光を当て、その功績や人間的魅力を広く県民の皆さんにお知らせし、理解を深めます。

④男性を対象とした男女共同参画の学習機会を提供し、男性の自立を進める。

地域、職場などで男性を対象とした学習の機会を増やし、男性からの男女共同参画への理解を求めます。また、男性の自立への努力を支援します。

<主な具体的施策>

- 男女共同参画の視点に立った人権教育学習事例集の活用、教職員研修の実施
- 県内外で評価されながら県民に知られていない本県ゆかりの人物に光を当て、その功績や人間的魅力を再評価し顕彰
- 生涯学習講座等を企画、実施する担当者への研修の実施
- 男性を対象とした研修会の開催
- 男女共同参画リーダー研修の開催
- 地域における子育て支援体制の推進
- 家庭の教育力向上を図るため情報提供や研修講座の開催

《広報・啓発活動を充実する》

①男女共同参画社会の実現に向け、県民の理解を得るための広報活動を充実する。

各市町村が主体的に条例、計画などを作るよう意識の高揚を図ります。また、県のホームページを始めとして様々な方法（県政だより、新聞広告、テレビ、ラジオなど）を使って、県民の皆さんに、分かりやすい男女共同参画の姿をお知らせします。

②メディアにおける男女の人権尊重を働きかける。

情報化が進む中、メディア（新聞、雑誌、テレビ、ラジオなど）による情報が社会に与える影響はますます大きくなっており、これらを活用した男女共同参画の広報はますます重要となっています。

一方で、もちろん表現の自由は尊重されるべきですが、一部メディアにおいては固定的な性別役割分担意識に基づく表現に加え、女性の性的側面を強調したり女性に対する暴力を無批判に扱ったりする情報が見られるので、目にしている我々は、「これでいいのだろうか」ときちんと判断できる力を養っていくことが重要です。

③情報を自分の判断で適切に見分けられる能力を育てる。

鳥取県青少年健全育成条例を適切に運用し、青少年を取り巻く環境の健全化を図ります。また、いろいろな情報が溢れる中で、自分の判断で適切に選ぶことができる能力を養い、メディア（新聞、雑誌、テレビ、ラジオに加え、インターネット、ゲームソフトなど）との正しい接し方について研修を行います。

<主な具体的施策>

- 県や市町村の広報紙等広報媒体を活用したPR
- NPO（非営利公益活動団体）、民間団体等が行う人権学習会への支援
- メディアとの接し方についての調査、研修の実施

重点目標3 様々な分野で男女共同参画を進めよう。

①防災・復興分野で男女共同参画を進める。

被災現場にあつて被災者の中には、女性、高齢者、子どもたちが多数おられるので、防災マニュアルなどを作るときは、これらの人たちに参加していただき、「老・若・男・女」の視点を取り入れます。また、地域での防災や消防の取組に女性の力を活かします。

②地域おこし、まちづくり、観光、環境、科学技術分野などで男女共同参画を進める。

様々な分野で、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、女性リーダーを育てるなど男女共同参画の考え方を取り入れるよう勧めます。

<主な具体的施策>

- 女性防火組織などの育成強化と支援（女性の消防団活動への参加を拡大）
- 環境問題に関する地域や学校における取組を支援

重点目標4 自治会など地域社会での男女共同参画を進めよう。

本県の多くを占める中山間地域では過疎化・高齢化が進み地域の力が衰える一方、市街地では地域のつながりが薄くなるなどの課題があります。

また、自治会の中には、実質的な活動は女性が行いながら役員（代表）は男性ばかり、あるいは物事を決める肝心な席では女性が発言しにくく、意見が軽く扱われる、というような状況が見られます。地域のことを話し合う際に、男性ばかりだと「子育てや介護は女性の仕事」「環境問題には関心がない」など議論される事柄や内容が偏ることも考えられます。住民が「老若男女」で構成されている以上、代表者が話し合いをするときは同じような構成でなければ、住民の意見がうまく反映されないでしょう。地域活動に「老若男女」がともに参画し、地域の課題や今後について一緒に話し合い、決定し、実行し

ていくことが重要です。

①家庭や地域社会で男女共同参画の視点で考え方を考えてみる。

男性も家族の介護や育児・家事などに積極的にかかわることが必要です。そのため、男性も働き方に対する考え方を考え、仕事中心から家庭や地域活動とのバランスのとれた生活を考えることが必要です。

また、子どもたちや高齢者のことも家庭内だけのことと考えず、地域ぐるみや制度で支え合い、みんなが助け合うという考え方に立てば、育児や介護についての孤立感や不安も解消され、自ら住んでいる地域を自らの手で住みやすいところに変えていくことになり、暮らしやすい地域が実現します。

そのため、自治会活動における男女共同参画への勉強や研修を積極的に勧めます。

②青少年の育成や地域活動、ボランティア活動の分野での男女共同参画を進める。

自治会、PTA、ボランティア活動などへの男女の積極的な参画を促します。また、子育てと青少年の健全育成の分野や家庭教育への父親の参加を勧めます。

<主な具体的施策>

- 保護者が参加する機会をとらえた子育て講座等の開催
- 子育てサポーターのリーダーを養成する講座の実施
- 家庭教育の啓発や学習資料等を作成配布
- PTA等と連携した、家庭や地域社会における基本的な生活習慣の定着及びルール・マナーの確立のための実践活動の推進
- 地域や団体の自主的な研修に対する協力支援
- 父親の家庭教育参加を考える集いの開催
- 「おやじの会」などの取組支援

重点目標 5 国際社会の一員として行動しよう。

近年、国際社会の動向は国レベルだけでなく、様々な形で本県に影響を及ぼしています。また、県内には外国籍の人も多数生活しています。これらの状況を踏まえ、県レベルでも、国際社会の一員として自覚し行動することが求められます。

①国際社会の一員として男女共同参画の取組への理解を深める。

男女共同参画に関連の深い「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（日本は1985年批准。以下「女子差別撤廃条約」という。）や「北京宣言及び行動綱領（1995年）」を始めとする国際的な基準や規範、国連の活動について理解を深め、国際的な視野を持った人材を育成する学習などの機会を提供します。

②男女共同参画推進に関する環日本海諸国などとの交流を進める。

環日本海諸国を始めとする世界の方々との交流を進め、また、日本におられる外国の方とも交流を深めることにより、異なる文化の中でお互いの「違い」を認め合えるよう理解を進めます。

③外国人居住者が暮らしやすい環境を整備する。

県内に在住する外国人（女性）の方は、言葉、習慣、文化などの違いの中で、失業、配偶者などからの暴力の問題を抱え、相談できる相手もなく孤立する場合があります。相談体制をボランティア団体や市町村とともに充実します。

<主な具体的施策>

- 男女共同参画に関連の深い条約等国际規範の分かりやすい啓発
- 環日本海諸国の民間（女性）団体交流の推進
- 在住外国人への支援事業

- ・留学生オリエンテーションの開催
- ・日本語クラス運営事業
- ・ボランティア登録制度の運営
- ・在留相談窓口の運営・充実、防災マニュアルの配布（予定）
- ・相談窓口等のPR

テーマB 職場、家庭及び地域において、だれもが多様な生き方を選べる社会にしよう。

重点目標1 男女がともに能力を発揮できる職場環境をつくろう。

本県の女性の就業率は、全国的にも上位にランクされており、これを前提とした職場や家庭の環境づくりを考えることが必要です。一方で、女性の技術者や管理職は少なく、女性の賃金（所定内給与）は、男性の7割弱にとどまっているという現実を踏まえ、雇用の分野において、実質的に男女が平等に機会（チャンス）があり、待遇も平等に扱われるような対策を進めることが重要です。

男女の労働者間に生じている事実上の格差の解消を図り、女性労働者がその能力を十分に発揮できるようにするためには、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）及び「労働基準法」（昭和22年法律第49号）が守られることはもちろん、企業側は、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）に努め、一方、女性労働者の側も積極的に力をつけることが必要です。

①女性の能力開発を進めるための支援を行う。

企業におけるポジティブ・アクションの推進と併せて、女性労働者の側も能力開発、職業能力を高めていくことが重要です。

②雇用の場において男女に平等な機会（チャンス）があり、かつ母性が尊重される企業を育成する。

女性労働者が性別により差別されることなく、妊娠、出産、子育てといった母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにするという男女雇用機会均等法の基本理念を実現するため、働きながら安心して子どもを産み、育てることができるような環境を整備し、かつ、妊娠、出産などを理由とする不利益な取扱いをすることがないような雇用管理を行うことが企業に求められます。

③雇用の場における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を進める。

女性、男性の差別や格差が、実際に今あるところでは、法律（男女雇用機会均等法など）を守るだけでは、格差が解消されるものではありません。例えば、女性管理職登用にに向けた教育訓練を行うなど、「積極的改善措置」の取組が必要です（第3章解説参照）。

④経営者も発想を変え、職場における男女共同参画を実現する。

経営戦略の上から、企業が「女性だから」という理由だけで能力を活用しないことは問題があります。「女性だから」という理由だけで能力を活用しないことは、企業にとっても大きな損失です。企業の顧客の半分は女性だと考えると、営業方針や販売戦略を女性と一緒に考えることは、よりお客さまの立場に立った営業活動ができ、逆に女性が携わっていないと、女性からの視点を欠いた、お客さまにとって不満の残るものになり、企業にとって営業・販売戦略で遅れをとることになりかねません。

また、昨今では、企業の評価が変わってきており、従来の企業評価の物差しであった「良い物をつくり（良いサービスを提供し）、収益を上げる」ということから、「誠実な顧客対応」「法律をきちんと守る」「環境への配慮を怠らない」など範囲が広がっています。このような「企業の社会的責任（＝CSR）」を果たす立場からも、まず、企業の経営者や労務担当者が「男女雇用機会均等法」や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）などの法律を理解し守ることが重要です。

⑤職場（学校、官公庁を含む）におけるセクシャル・ハラスメント対策を進める。

セクシャル・ハラスメント（職場などにおいて行われる性的な言動で、女性労働者が働きづらくなったり、不利な扱いをされること）は対象となった個人を深く傷つけ、人権を侵害するだけでなく、能力の発揮を妨げたり、生活に深刻な影響を与え、社会的に許されない行為です。

平成19年4月1日から男女雇用機会均等法が改正され、これまでも、事業主はセクシャル・ハラスメントに対する配慮が求められてきましたが、今後は、男性に対するセクシャル・ハラスメントも含めて、対策をとることが義務となります。相談窓口の設置、申し出に対する事実関係を迅速かつ正確に確認すること、相談者のプライバシーの保護、行為者に対する厳正な対処方針を就業規則に定めることなどです。対策をとらずに是正指導にも応じない企業は企業名公表の対象となります。法律を守り、男女がともに働きやすい職場環境づくりが求められます。

また、雇用の場以外でも学校、官公庁、その他あらゆる場で、相談体制の整備や研修などその防止に向けて対策をとることが必要です。

<主な具体的施策>

- 訓練ニーズと求人ニーズを考慮して様々な職業訓練を実施
- 男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定、顕彰（男女共同参画推進企業認定事業）
- 企業経営者等を対象とした人権教育・男女共同参画研修会の開催
- 各種法律・制度の普及啓発（チラシ、ガイドブック等）
- 事業所の労使双方に労働情報を内容とする広報誌「労働とっとり」の作成・配布

重点目標2 仕事と家庭を両方大切にしよう。

女性も男性もともに家族として、地域の一員としての責任を担うため、特に男性については、職場中心のライフスタイルから、職場・地域・家庭のバランスのとれた生活へと働き方の見直しを進めることが必要です。

そのためには、企業、労働者がともに考え方を变えることが必要で、特に企業トップ（経営者）の意識改革は重要です。

少子化傾向が続く中、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会にしていくことは、少子化対策を考える上できわめて重要なことです。

①仕事と家庭の両方が成り立つよう、職場ぐるみで応援する取組を進める。

男性も働き方に対する考え方を变え、仕事中心から、家庭や地域活動とのバランスのとれた働き方をすることが求められます。男性も育児参加をし楽しむことで、仕事一辺倒になっていた心身をリフレッシュでき仕事に意欲的になったり、育児や家事を通じて新たなマネジメント能力が身につくなどのメリットもあります。

特に企業のトップ（経営者）には、率先してムダな残業をなくすなどの効率の良い職場組織に改め、男性を含めた働き方の見直しや「女に営業は無理」など決めつけたような（固定的な性別役割分担）意識を見直し、育児・介護休業法に基づく制度の定着など具体的な職場環境づくりをすることが求められます。

②子育てを支援する対策を充実する。

少子化については、本県の合計特殊出生率は全国を上回っているものの、その少子化傾向は本県においても深刻な問題です。子育て家庭が安心と喜びを持って子育てに取り組める社会の実現のために、県では、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき平成17年4月に「とっとり子ども未来プラン～鳥取県次世代育成支援行動計画～」を策定、取組を体系化し着実に実行していきます。

また、仕事と子育てを両立する上で負担感を軽減する上でも、子育て支援を充実します。

③ひとり親家庭の自立を支援する。

子育てについては、子育て家庭が安心と喜びを持って子育てができるように環境を整えることが重要です。とりわけ、生活（就業）や子どもの養育面などで不安を抱えているひとり親家庭の親などへは、生活支援、就業支援、子育てなどそれぞれの場面で総合的に自立に向けた支援を推進します。

④労働者が様々な働き方（時間、方法など）を選べるようにする。

ちょうど育児期にあたり、介護が必要な家族のいる方が家庭と仕事の両立を図るためには、一時的に短時間勤務やフレックスタイムが選択できることが問題解決の一つの方法であり、これに伴う適正な労働条件を確保することが重要です。

<主な具体的施策>

- 男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業の認定、顕彰（男女共同参画推進企業認定事業）
- 企業との連携による子育て環境の整備（鳥取県家庭教育推進協力企業制度）
- 保育所や認可外保育施設に対する総合的な支援
- 幼稚園の教育時間終了後や休日に園児を幼稚園内で過ごさせる私立幼稚園に対する支援
- 「放課後子どもプラン」の推進
- 「ファミリー・サポート・センター」の運営、設立等の研修
- ひとり親家庭への総合的な支援（生活支援、就業支援、子育て支援等）の実施（ひとり親家庭への助成、自立支援のための職業・教育訓練給付、保育環境の整備等）
- 中小企業労働相談所（労働・雇用相談員）の機能強化
- 中小企業労働施策アドバイザー制度の活用による、事業所の労務管理改善の促進

重点目標3 農林水産業、商工業など自営業でも男女共同参画を進めよう。

農林水産業、商工業などの自営業に従事している女性は、生産、経営、生活面で重要な役割を担っているにもかかわらず、その果たす役割に見合った適正な評価がなされていない面があります。

また、自営業の中でも家族経営となっているところは、経営と生活が不可分なため女性に過重な負担がかかる傾向にあります。

このため、固定的な性別役割分担意識（名義は男性で、女性は裏方に徹するなど）を是正し、女性の役割を適正に評価するため、意識改革とともに、いろいろな制度の充実や支援が必要となります。

この分野での推進のためには、とりわけ市町村や各種団体の取組が期待されています。

①男女共同参画の視点に立って考え方を考える。

農林水産業、商工業など自営業においては、その担い手が男女にかかわらず持てる力を十分に発揮し、評価され、方針決定過程（物事を決める場面）に参画できることが重要です。そのため、地域社会や職種に残る男女の固定的な性別役割分担意識（男だからこう、女だからこうという決めつけ）とそれに基づく慣行を、問題提起し、もう一度よく考えて変えていくよう努めます。

②物事を決める場面への女性の参画を進める。

農業協同組合の女性正組合員を増やし、さらに農業協同組合や商工団体などへの女性役員、女性農業委員の増加など女性役職員の登用が重要です。そのため、役員として活躍できるような女性の知識の向上のための研修などを行います。

③女性の働きや立場を正しく評価する。

農林水産業、商工業など自営業においては、家族経営協定の推進などにより、家族の経営上の地位を明確にすることが必要です。

また、相続等に伴う財産の取得や承継については、関係者は女性に不利にならないように、その貢献度を正しく評価して取り扱う必要があります。このためには、女性はもちろん、関係者を含めて法律知識を学習することが大切です。

④起業家を目指す女性を支援する。

様々な分野で女性起業家が活躍することは地域社会や経済への活性化につながります。女性グループの地域活動による農産物加工や販売など地域の特性や得意分野を活かした取組を支援します。

また、いったん育児などのために退職した女性が再チャレンジとしてSOHO※などを活用し在宅で起業化を図るなどを支援し、様々な起業のチャンスを整備します。

<主な具体的施策>

- 研修会等による女性自身の参画意識の高揚と必要な知識、技能の習得
- 集落組織等への女性参画に向けた啓発
- 商工団体等による意識啓発研修の実施支援
- 研修会、戸別訪問等による家族経営協定締結の推進とフォローアップ
- 女性農業委員の能力向上のための研修会開催を支援
- 女性グループの地域活動、生産活動への支援
- SOHOビジネスのサポート

※Small Office/Home Office (スモールオフィス・ホームオフィス) の略。会社と自宅や郊外の小さな事務所をコンピューターネットワークで結んで、仕事場にしたもの。あるいはコンピューターネットワークを活用して自宅や小さな事務所で事業を起こすこと。

重点目標4 男女共同参画の視点に立って高齢者や障害者が安心して暮らせる社会にしよう。

高齢者の介護や障害者への対応は、現実には家族、とりわけ女性の側に大きく偏っており、女性が負担を感じる場合も多くなっています。このため、こうした課題は、地域や社会全体で支える仕組みが必要であると同時に、「高齢者の介護などは本来、嫁(女性)がするもの」という固定的な性別役割分担意識を改めることも必要です。また、男性も積極的に参加できるよう意識、制度の両面で改善することが求められます。

さらに、高齢者がいきいきと暮らすためには、自分自身の身の回りのことは自分でするなど固定的な性別役割分担意識にとらわれず、自立して生活することが大切です。

①高齢者が安心して暮らせる条件を整備する(雇用、社会参加、介護体制など)。

高齢者が社会との関わりを持ち続け、住み慣れた地域でそこに住む人々と一緒になって暮らすことは、自立した日常生活を過ごす上でとても重要で、そのための機会の提供や環境の整備を図ります。

また、施策を考えたり、道路や駅舎などを整備するときも、成人男性だけを前提にするのではなく、女性や高齢者、障害者などの立場に立ったソフト・ハード両面での様々な「ノーマライゼーション(高齢者や障害者を施設に集めるのではなく、健常者と一緒に助け合いながらみんなで暮らしていこうという考え方)」に基づく社会づくりを進めます。

さらに、要介護高齢者は今後も増加が予想されますが、こうした介護の負担を家族、とりわけ女性に集中することがないように、社会全体で支えます。

②障害者の自立を支援する。

障害者が、その意欲や能力に応じて社会生活を送り、社会の一員として充実した生活を送ることができるよう環境の整備を図る一方で、障害者の雇用・就業を支援します。

<主な具体的施策>

○交通バリアフリー化

(バリアフリー=健常者は困らないが、高齢者や障害者が困るような障害となる物を工夫して取り除こうという考え方。道の段差をなくしたり、床の低いバスを運行したりすること。)

○高齢者の自立を支援するため、コーディネーター(調整役の人)を養成し、地域の皆で助け合う「できる限り自立した日常生活を営む」地域社会の再構築

○高齢者ができるだけ要介護状態にならないように、また障害があっても住み慣れた地域でそこに住む

- 人々とともに安心して社会生活が送れるように、本人を中心に保健や医療、福祉に関わる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から互いに連携して支援する体制を整備
- 高齢者虐待予防のための正しい知識の普及・啓発を行うとともに、早期発見・早期対応のための体制を整備
 - 高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加に対し、早期発見・早期治療体制を整えるとともに、認知症進行に伴って必要とされる専門的な医療、介護、家族支援及び地域の支援体制が適切にマネジメントできる医療、介護専門職を養成し、在宅生活が継続できる体制の整備
 - 介護支援専門員、認定調査員、主治医、施設管理者、介護サービス事業者等、介護保険サービスに従事する各種専門職等に対し、職種別・専門技術別の研修を行い、介護保険制度の円滑な実施とサービスの質の向上
 - 障害者の就職を促進するため、事業所に一定期間の訓練を委託し常用雇用への移行
 - 障害者の雇用・就業の促進を図るため、障害者を対象とした職業訓練を実施

テーマC 女性の人権が擁護され、だれもがともに自分の意思で生きる権利を守ろう。

重点目標1 女性に対するあらゆる暴力をなくそう。

暴力は、その対象の性別、年齢、間柄を問わず決して許されない犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。特に女性に対する暴力は男女共同参画社会の形成に当たって早急に克服すべき課題であり、そのため、本県においても、鳥取県男女共同参画推進条例第3条基本理念では、第1号で「男女が、互いにその人権を尊重する社会」を掲げています。

近年、性犯罪など明らかな犯罪行為はもちろん、ストーカー行為や配偶者などからの暴力、児童・高齢者虐待などは、法律の整備は進んできているにもかかわらず、一向に後を絶たない現状にあります。これら暴力は、従来は、個人的な問題として捉えられる傾向にありました。しかし、その背景には固定的な性別役割分担意識、経済力の格差、上下関係など女性と男性が置かれている構造的問題に根ざしていることがあることを理解し対処していくことが必要です。

①女性に対する暴力を許さない社会づくりを進める。

女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、研修など意識啓発を行います。この場合、誰もが被害者、加害者になりうることを自覚して、女性はもとより、男性、若者や高齢者も含めて各層に幅広く理解を得られるようあらゆる場面で暴力のない社会を作ります。

また、最近は、「デートDV（結婚している、いないにかかわらず親密な間柄での暴力）」が、10代の若者を中心に増加していると言われ、調査研究や予防教育の取組が必要です。

②配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、性犯罪、ストーカー行為などへの対策を進める。

配偶者などからの暴力は、家庭内において行われることが多いため、なかなか外の人にはわかりにくく、周囲も気づかないうちに被害が深刻化しやすいという特性があります。本県では、平成16年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）の改正を受け、自治体に義務付けられた「基本計画」と「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」を全国で最初に策定し、特に被害者の自立支援については住宅家賃補助など県独自の制度を展開し全国的にも先進的な取組を行っています。

性犯罪についても、しゅう恥心などから届出がなされにくく事件が表面化しない傾向にあり、それが次の被害者を生む原因のひとつにもなっています。事件の再発を防止するため、性犯罪被害相談電話を設置し、被害者が届出しやすい仕組み・環境を作り、広く県民にお知らせします。

また、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）の制定など法律は整備されてきており、今後は、広報によりストーカーは犯罪行為であるという意識を一層県民に広めていきます。

③被害者及び加害者に対する相談及びカウンセリング体制を整備する。

配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）の被害者を取り巻く環境や抱える問題も複雑化してきています。そのため、夜間でも対応できる電話相談窓口を引き続き設けるとともに、行政関係者や民間団体の方々との情報の交換を行っていきます。

また、被害者ばかりではなく加害者に対する相談も行う必要があります。

さらに専門の相談窓口のない市町村では、民生委員、人権擁護委員、保健師などの方々が最初の相談窓口となることがあるため、研修などにより正しい知識やしっかりした自覚を持って対応していただくことが必要です。

④被害者を支援する体制の整備及び関係機関の連携を強化する（二次的被害の防止）。

配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）のほか、性犯罪、ストーカー行為などへの対策では、二次的被害（被害にあった人が、相談したことにより対応した職員などから更に精神的な苦痛を受けること）を防ぐ観点からも各機関の職員が同じように正しい知識としっかりした自覚を持って連携する必要があり、そのための研修や同じ情報を持つことが必要です。また、他県との連携による広域体制の整備も欠かせません。

さらに、配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）被害者は、避難所を出ても、精神的ダメージや経済的理由（すぐには職が見つからないなど）から、すぐには自立できないことが多いため、被害者への住居の提供、心理ケアなど被害者の精神の回復と経済的自立を図るよう支援します。

<主な具体的施策>

- 婦人保護事業実施の中核機関である婦人相談所の充実
- 外国人のドメスティック・バイオレンス被害者支援員（通訳ができるスタッフ）の養成
- 民間シェルター・ステップハウス（女性の一時避難所）など民間団体への支援
- 配偶者への暴力の加害者であることに悩む男性用相談電話の実施
- 性犯罪等の被害者に対する相談窓口、カウンセリング体制の整備

重点目標2 女性の健康を支援していこう。

男女がお互いの体の特徴を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の基本といえます。特に女性は、妊娠や出産をする可能性があり、人生のそれぞれの段階で、男性と異なる健康上の問題に直面することを理解する必要があります。

鳥取県男女共同参画推進条例第3条「男女共同参画社会の基本理念」では、第3号で「男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合う社会」を掲げています。

①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖の健康・権利）に関する正しい知識を普及する。

特に、男女の力関係が平等でないこと、男女間のコミュニケーション（会話）や理解が不足している場合には、女性の健康が脅かされており、心身及びその健康については、女性の人権を基礎にした正しい性教育など正確な知識・情報を基に主体的に行動し、健康な生活が送れるようにしていく必要があります。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖の健康・権利）

(1) 「性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）」

1994年、カイロで開催された国際人口/開発会議の行動計画、及び1995年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に病気が障害がないというばかりではなく、身体的、精神的、社会的に健康（完全に良好な状態）にあることを指す。」とされている。

(2) 「性と生殖の権利（リプロダクティブ・ライツ）」

「性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）」を得る権利。

②妊娠・出産など生涯を通じた女性の健康対策を進める。

男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことは重要で、特に女性については思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など人生の各ステージに対応した適切な健康管理ができるよう対策を進めることが求められます。

本県においては、10代の人工妊娠中絶実施率が高く、青少年の健全育成や女性の健康維持、命を大切にするという観点から発達段階に応じた適切な性教育を行います。

③性感染症、エイズなどの対策を進める。

エイズ及び性感染症は健康に重大な影響を及ぼすものであり、正しい知識を持ってその予防から治療まで総合的な対策が必要とされます。また、学校においても、児童・生徒が発達段階に応じた正しい知識を身につけるための性教育を実施していきます。

<主な具体的施策>

- 学校における性教育・エイズ教育の充実
- 心や性等の健康問題への対策（学校に専門家を派遣・講演会の実施、産婦人科医等をヘルスカウンセリングアドバイザーに委嘱し、助言・面談）
- 女性の健康づくりへの支援
- 女性のがん検診体制整備
- 不妊専門相談センターの設置や不妊治療への助成

第4章 計画の推進体制

男女共同参画の施策を、整合性を図りながら総合的かつ計画的に推進するためには、その推進体制をより一層充実・強化するとともに積極的に活用することが重要です。

(1) 県における推進体制

①鳥取県男女共同参画審議会（鳥取県男女共同参画推進条例第32条～38条）

本県では、鳥取県男女共同参画計画の策定その他の男女共同参画に関する重要事項を調査審議させるため、附属機関として審議会が設置されています。

審議会の委員は、男女双方の意見を反映させるため、男女いずれかの一方が4割未満とならないこと、幅広く意見を聞くため各分野の学識経験のある方を選ぶこと、5人は公募とすることとなっています。

審議会の委員に活発に議論いただき、男女共同参画の推進に関して、「現場の実情はこうなっている」「こうしたらもっと良くなるのではないか」など様々な良い知恵（施策提言）などを積極的にいただくとともに、第2次鳥取県男女共同参画計画の進み具合や、ほんとうにこれで良いか見直しなどを行い、その機能が十分発揮されるように努めます。

②鳥取県男女共同参画行政推進会議

男女共同参画社会づくりに関する施策を、総合的かつ効率的に推進するとともに、庁内各部署が一緒に一丸となって取り組んでいくため、副知事を座長に各部局長などから構成される「男女共同参画行政推進会議」を設置しています。

この会議を活用し、第2次鳥取県男女共同参画計画の進み具合をみるとともに、各部署の連携が不十分で施策がちぐはぐしていないか、重複していないかなどをよく点検していきます。

③鳥取県男女共同参画推進員

県民からの申し出を受けて、男女共同参画に関する行政や制度に関する苦情を、調査し処理する制

度です。

(参考)

鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例83号）

設置（第23条）

県民又は事業者の男女共同参画に関する苦情又は不服を、簡易迅速に処理し、これらの者の権利利益の保護を図るため、附属機関として、鳥取県男女共同参画推進員を設置する。

この制度が県民の皆さんへより身近なものとなりどんどん意見を寄せていただけるようお知らせし、その申し出を今後の行政の政策に活かさないか、今ある制度を直さないといけないのではないかなど点検し、男女共同参画社会の実現に努めます。

④鳥取県男女共同参画センター

男女共同参画社会を実現するため、「情報を集め皆さんにお知らせし利用していただくこと」「講習会の開催や指導者の養成」「団体及び個人に活動の場所（会議室など）を提供し、おたがいの交流や連携を進めていただくこと」「性別による差別的取扱いや男女共同参画が実現していないので困っていることに関する相談」などの業務を行っています。

男女共同参画を目指す県民に活動していただくよりどころとして、その中心的役割が存分に果たせるよう、役割を明らかにし市町村や民間団体と連携していきます。

(2) 市町村の推進体制

男女共同参画社会の実現に向けては、住民の生活に最も身近な市町村において、その地域の実情や特徴にあった取組が行われることが重要です。自治会や公民館などに対しては、意識啓発やPRに積極的に取り組むよう働きかけるとともに、関係民間団体と連携して活動することなどが望まれます。

また、男女共同参画の活動拠点である「市町村男女共同参画センター」の役割は重要で、各種講座や研修事業を開いたり、図書・ビデオの貸し出し、男女共同参画団体への支援、女性に対する相談事業などを行います。

県は全市町村が、それぞれ男女共同参画条例の制定や男女共同参画計画を作るなど体制を整備され、男女共同参画施策に計画的に取り組まれるよう、会議の開催や情報の提供などを通じて積極的に勧めていきます。

(3) 企業、民間団体との連携

男女共同参画社会の実現に向けては、民間団体の積極的活動と、企業の理解が必要です。

民間団体は、現場の県民の意見や要望を踏まえて、自主的活動の展開や行政との連携・協働が重要です。

企業においては、事業主（経営トップ）の男女共同参画への理解が欠かせません。少子化が問題となっている昨今、女性労働者ばかりではなく男性労働者の働き方を見直し、仕事と家庭の両立支援を推進することが、企業の人事採用も含めた労務管理対策上からも、企業の社会的責任を果たす上からも注目されています。

県は行政と企業及び各種民間団体の連携体制を充実・強化します。

鳥取県男女共同参画白書

～平成20年度 鳥取県男女共同参画施策実施状況等報告書～
平成21年9月

発行／鳥取県企画部男女共同参画推進課

〒680-8570 鳥取市東町1-220

電話 0857-26-7077

ファクシミリ 0857-26-7127

ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/danjyo/>

Eメール danjyo@pref.tottori.jp